

周防大島町告示第104号

平成25年第4回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成25年12月4日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成25年12月11日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

魚谷 洋一君

平川 敏郎君

田中隆太郎君

広田 清晴君

荒川 政義君

中本 博明君

松井 岑雄君

今元 直寛君

尾元 武君

平野 和生君

吉田 芳春君

濱本 康裕君

新山 玄雄君

小田 貞利君

魚原 満晴君

久保 雅己君

○12月17日に応招した議員

○12月18日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成25年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成25年12月11日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成25年12月11日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 同意第1号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 議案第1号 平成25年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第8 議案第2号 平成25年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第3号 平成25年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第4号 平成25年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第5号 平成25年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第6号 平成25年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第7号 平成25年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第8号 平成25年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第9号 平成25年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第10号 周防大島町公民館条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 周防大島町東和総合センター設置条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 周防大島町大島文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 周防大島町学習等供用施設設置条例の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 周防大島町歴史民俗資料館条例の一部改正について
- 日程第21 議案第15号 周防大島町町衆文化伝承の館条例の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例の一部改正について
- 日程第23 議案第17号 周防大島町竜崎陶芸の館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第24 議案第18号 日本ハワイ移民資料館条例の一部改正について
- 日程第25 議案第19号 周防大島町瀬戸内民俗館とうわ設置条例の一部改正について
- 日程第26 議案第20号 周防大島町町民運動場設置条例の一部改正について
- 日程第27 議案第21号 周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第22号 周防大島町B & G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第29 議案第23号 周防大島町しらき野活センター設置条例の一部改正について
- 日程第30 議案第24号 周防大島町総合体育館設置条例の一部改正について
- 日程第31 議案第25号 周防大島文化交流センター設置条例の一部改正について
- 日程第32 議案第26号 周防大島町たちばなケアプラザ設置条例の一部改正について
- 日程第33 議案第27号 周防大島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第34 議案第28号 周防大島町斎場条例の一部改正について
- 日程第35 議案第29号 周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第36 議案第30号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第37 議案第31号 周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第38 議案第32号 周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第39 議案第33号 周防大島町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第40 議案第34号 周防大島町農村交流伝承館設置条例の一部改正について
- 日程第41 議案第35号 周防大島町立橘ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第42 議案第36号 周防大島町農業者健康管理センター使用条例の一部改正について
- 日程第43 議案第37号 周防大島町産地形成促進施設設置条例の一部改正について
- 日程第44 議案第38号 周防大島町農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第45 議案第39号 周防大島町農水産物等集出荷施設条例の一部改正について
- 日程第46 議案第40号 周防大島町共同作業所施設設置条例の一部改正について
- 日程第47 議案第41号 周防大島町市民農園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第48 議案第42号 周防大島町漁具保全施設条例の一部改正について
- 日程第49 議案第43号 周防大島町自然休養村管理センター設置条例の一部改正について

- 日程第50 議案第44号 周防大島町片添ヶ浜温泉条例の一部改正について
- 日程第51 議案第45号 周防大島町宮久賀駐車場条例の一部改正について
- 日程第52 議案第46号 周防大島町宮橋駐車場条例の一部改正について
- 日程第53 議案第47号 周防大島町海岸占用料等徴収条例の一部改正について
- 日程第54 議案第48号 周防大島町病院等事業使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第55 議案第49号 周防大島町公営企業局使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第56 議案第50号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第57 議案第51号 周防大島町東和農林水産物直売所設置条例の一部改正について
- 日程第58 議案第52号 周防大島町サン・スポーツランド片添設置条例の一部改正について
- 日程第59 議案第53号 周防大島町やしろ郷ふれあいの里施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第60 議案第54号 周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド設置条例の一部改正について
- 日程第61 議案第55号 周防大島町青少年旅行村設置条例の一部改正について
- 日程第62 議案第56号 周防大島町陸奥野営場設置条例の一部改正について
- 日程第63 議案第57号 周防大島町陸奥記念館設置条例の一部改正について
- 日程第64 議案第58号 周防大島町なぎさ水族館設置条例の一部改正について
- 日程第65 議案第59号 周防大島町総合交流ターミナル設置条例の一部改正について
- 日程第66 議案第60号 周防大島町久賀ふるさと館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第67 議案第61号 周防大島町立ウインドパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第68 議案第62号 竜崎温泉潮風の湯設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第69 議案第63号 周防大島町星野哲郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第70 議案第64号 周防大島町スクールバス条例の一部改正について
- 日程第71 議案第65号 周防大島町地区体育館設置条例の一部改正について
- 日程第72 議案第66号 周防大島町立小・中学校施設使用条例の一部改正について
- 日程第73 議案第67号 周防大島町しまとぴあスカイセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第74 議案第68号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 同意第1号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 議案第1号 平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第8 議案第2号 平成25年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第3号 平成25年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第4号 平成25年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第5号 平成25年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第6号 平成25年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第7号 平成25年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第8号 平成25年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第9号 平成25年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第10号 周防大島町公民館条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 周防大島町東和総合センター設置条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 周防大島町大島文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 周防大島町学習等供用施設設置条例の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 周防大島町歴史民俗資料館条例の一部改正について
- 日程第21 議案第15号 周防大島町町衆文化伝承の館条例の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例の一部改正について
- 日程第23 議案第17号 周防大島町竜崎陶芸の館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第18号 日本ハワイ移民資料館条例の一部改正について
- 日程第25 議案第19号 周防大島町瀬戸内民俗館とうわ設置条例の一部改正について
- 日程第26 議案第20号 周防大島町町民運動場設置条例の一部改正について
- 日程第27 議案第21号 周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第22号 周防大島町B&G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一

部改正について

- 日程第29 議案第23号 周防大島町しらき野活センター設置条例の一部改正について
- 日程第30 議案第24号 周防大島町総合体育館設置条例の一部改正について
- 日程第31 議案第25号 周防大島文化交流センター設置条例の一部改正について
- 日程第32 議案第26号 周防大島町たちばなケアプラザ設置条例の一部改正について
- 日程第33 議案第27号 周防大島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第34 議案第28号 周防大島町斎場条例の一部改正について
- 日程第35 議案第29号 周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第36 議案第30号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第37 議案第31号 周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について
- て
- 日程第38 議案第32号 周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について
- て
- 日程第39 議案第33号 周防大島町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第40 議案第34号 周防大島町農村交流伝承館設置条例の一部改正について
- 日程第41 議案第35号 周防大島町立橋ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第42 議案第36号 周防大島町農業者健康管理センター使用条例の一部改正について
- 日程第43 議案第37号 周防大島町産地形成促進施設設置条例の一部改正について
- 日程第44 議案第38号 周防大島町農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第45 議案第39号 周防大島町農水産物等集出荷施設条例の一部改正について
- 日程第46 議案第40号 周防大島町共同作業所施設設置条例の一部改正について
- 日程第47 議案第41号 周防大島町市民農園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第48 議案第42号 周防大島町漁具保全施設条例の一部改正について
- 日程第49 議案第43号 周防大島町自然休養村管理センター設置条例の一部改正について
- 日程第50 議案第44号 周防大島町片添ヶ浜温泉条例の一部改正について
- 日程第51 議案第45号 周防大島町営久賀駐車場条例の一部改正について
- 日程第52 議案第46号 周防大島町営橋駐車場条例の一部改正について
- 日程第53 議案第47号 周防大島町海岸占用料等徴収条例の一部改正について
- 日程第54 議案第48号 周防大島町病院等事業使用料及び手数料徴収条例の一部改正について

- 日程第55 議案第49号 周防大島町公営企業局使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第56 議案第50号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第57 議案第51号 周防大島町東和農林水産物直売所設置条例の一部改正について
- 日程第58 議案第52号 周防大島町サン・スポーツランド片添設置条例の一部改正について
- 日程第59 議案第53号 周防大島町やしろ郷ふれあいの里施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第60 議案第54号 周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド設置条例の一部改正について
- 日程第61 議案第55号 周防大島町青少年旅行村設置条例の一部改正について
- 日程第62 議案第56号 周防大島町陸奥野営場設置条例の一部改正について
- 日程第63 議案第57号 周防大島町陸奥記念館設置条例の一部改正について
- 日程第64 議案第58号 周防大島町なぎさ水族館設置条例の一部改正について
- 日程第65 議案第59号 周防大島町総合交流ターミナル設置条例の一部改正について
- 日程第66 議案第60号 周防大島町久賀ふるさと館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第67 議案第61号 周防大島町立ウインドパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第68 議案第62号 竜崎温泉潮風の湯設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第69 議案第63号 周防大島町星野哲郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第70 議案第64号 周防大島町スクールバス条例の一部改正について
- 日程第71 議案第65号 周防大島町地区体育館設置条例の一部改正について
- 日程第72 議案第66号 周防大島町立小・中学校施設使用条例の一部改正について
- 日程第73 議案第67号 周防大島町しまとぴあスカイセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第74 議案第68号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

出席議員（16名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 魚谷 洋一君 | 2 番 | 平川 敏郎君 |
| 3 番 | 田中隆太郎君 | 4 番 | 広田 清晴君 |
| 5 番 | 荒川 政義君 | 6 番 | 中本 博明君 |
| 7 番 | 松井 岑雄君 | 8 番 | 今元 直寛君 |

9番	尾元	武君	10番	平野	和生君
11番	吉田	芳春君	12番	濱本	康裕君
13番	新山	玄雄君	14番	小田	貞利君
15番	魚原	満晴君	16番	久保	雅己君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村	利雄君	議事課長	中村	和江君
書記	大下	崇生君			

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木	巧君	代表監査委員	西本	克也君
副町長	岡村	春雄君	教育長	西川	敏之君
公営企業管理者	石原	得博君	総務部長	星出	明君
産業建設部長	佐川	浩二君	健康福祉部長	川口	満彦君
環境生活部長	奈良元正	昭君	久賀総合支所長	松村	正明君
大島総合支所長	福田	美則君	東和総合支所長	藤山	忠君
橘総合支所長	吉村	昭夫君			
会計管理者兼会計課長				岡本	洋治君
教育次長	西本	芳隆君	公営企業局総務部長	藤田	隆宏君
総務課長	佐々木	義光君	財政課長	中村	満男君
税務課長	木村	秀俊君	商工観光課長	池元	恭司君
公営企業局財政課長	木村	稔典君			

午前9時30分開会

○事務局長（西村 利雄君） 御起立願います。一同、礼。

○議長（久保 雅己君） おはようございます。本日は御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、平成25年第4回周防大島町議会定例会を開会します。

議会運営委員会、小田委員長より報告があります。小田議員。

○議会運営委員長（小田 貞利君） おはようございます。

執行部より固定資産評価委員会委員の選任の同意について、本定例会初日に上程のお願いがありました。先ほど議会運営委員会を開会し、上程することに決定いたしましたので御報告いたします。

○議長（久保 雅己君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（久保 雅己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、13番、新山玄雄議員、14番、小田貞利議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（久保 雅己君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る12月4日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から12月18日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から12月18日までの8日間とすることに決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（久保 雅己君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年9月議会以降の諸般について御報告いたします。

まず、本議会に提出されました文書等については、地方自治法の規定に基づき、監査委員から例月現金出納検査（9月・10月・11月分）及び定期監査（10月・11月実施分）の結果の報告についてが提出されましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

陳情要望関係については、4件の提出がありました。

山口県労働組合総連合議長ほか1名及び山口県地方自治研究所理事長からの提出のあった「地方財政の拡充に関する意見書採択の要請について」は、それぞれ陳情・要望7号・8号として、山口県障害児の教育を進める会代表からの提出のあった「特別支援学校の設置基準策定を求める

意見書採択の要請について」は陳情・要望9号として、山口県商工会連合会長から提出のあった「平成26年度市町予算編成に際しての商工会助成について」は陳情・要望10号として、既にお手元にお届けしているところです。

また、8月の議会運営委員会において、議長一任となっております「道州制導入に反対する意見書」の提出については、提出者を議運の委員長、賛成者を各常任委員長にお願いし、最終日に上程を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、系統議長会関係では、11月18日、山口市において山口県町議会議長会定例会が開催され、平成26年度事業計画等について協議がなされたところでありますが、来年2月に正式に決定次第、議員各位にお知らせしたいと存じます。

続きまして、11月12日、東京のフロラシオン青山において、第32回離島振興市町村議会議長全国大会、翌13日にNHKホールにおいて、第57回町村議会議長全国大会がそれぞれ開催されました。

それぞれの会には、全国の町村議会関係者が多数出席し、来年度の対策関係政府予算、施策に関する決議・要望や実行運動方法の協議、さらには地方自治の精神と原則に立って、住民自治に基づく個性と活力に満ちた町村の実現を期するための特別決議等を採択し、盛会裏に大会を終えました。

我々関係議会人が、個性豊かな活力ある住みよい町づくりを目指すためには、町執行部とともに粉骨砕身し、さらに精進することが必要であると思います。

次に、研修についてであります。

3つの常任委員会が合同企画実施した行政視察研修が10月28日、29日の両日行われました。今回の研修は、鳥取県日南町を視察いたしました。

日南町では、雇用の創出、定住化対策、再生可能エネルギーの活用及び安心安全が実感できる生活環境づくりに関する取り組みを行っているところであります。

今回の行政視察の内容は、再生エネルギー、まちづくり協議会、自治体病院運営、そして介護福祉センターの研修と見学でありました。中でも、再生エネルギーの町営太陽光発電所は、昨年12月に売電を開始、定格出力340キロワット、総事業費約1億6,000万円、発電見込み約27万キロワット/時、売電見込み、年1,100万円になるそうであります。

また、まちづくり協議会の今後の課題では、地域ごとの活動を、まちづくり協議会とまちづくり協議会・町全体につなぐ仕組みづくりが必要、安心安全な地域の構築、そしてまちづくり協議会活動の魅力をアップさせ、活動を担う後継者の育成が必要とのことでありました。

さらに、介護福祉センターでは、特別養護老人ホームと2つのグループホームを配して、広範囲で質の良い介護サービスを提供しているところでした。

日南福祉会では、病院と担当課が密接な連携のもと、医療、福祉、行政が一体となったサービスを提供しているとのことであります。過疎、高齢化であっても生まれ育ったふるさとを愛し、そのふるさとに安心して住み続けたいという願いと夢と希望を、どれも現実のものになるよう、本町の対応等に役立てていきたいと考えます。

今回の研修には14名の議員に参加いただきました。日程的に強行軍のところもありましたが、各位におかれましては大変お疲れさまでした。

次に、防災対策特別委員会の行政視察研修についてであります。

昨年12月に、自然災害の準備が急務、町内全域での取り組みの調査研究について、付託を受けた同委員会におかれましては、9月30日、10月1日の両日にわたり、兵庫県淡路市の防災対策等の取り組みと復興への取り組み状況ほかについての、現地視察研修を実施されました。

委員各位におかれましては、安心安全なまちづくりに向けて、更なる調査研究と研さんを積まれますようお願いいたします。

次に、地域活性化特別委員会の研修視察についてであります。

昨年12月に「地域資源を活用した人口定住の促進」の調査研究について付託を受けた同委員会におかれましては、11月25、26日の両日にわたり、鳥取県智頭町の地域おこしに取り組んでいる百人委員会、疎開保険及び定住支援制度の活動において、人口の定住施策についての現地視察研修を実施されました。

委員各位におかれましては、本町が抱える課題等に対して、地域資源を活用した地域活性化に向けて、更なる調査研究と研さんを積まれますようお願いいたします。

続いて町人会等関係では、9月29日の近畿東和町人会へ新山玄雄議員が、10月13日の東京東和会へは魚谷洋一議員が、11月9日の近畿大島会へは私、久保が、そして11月19日の東京大島郡人会へは新山玄雄議員、田中隆太郎議員、魚谷洋一議員、松井岑雄議員、吉田芳春議員、濱本康裕議員と私、久保の7名の議員が出席をいたしました。

それぞれの会におきまして、会員との情報交換と親睦の和を広め、それぞれの語らいの中から、ふるさとに対する熱い思いと寄せる期待の大きさに、島を守る我々の責任の重大さを肝に銘じたことと存じます。関係議員の皆様、大変御疲れさまでした。

なお、今後予定されております町人会関係についての出席については、今定例会最終日にお諮りする予定にしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告並びに議案説明

○議長（久保 雅己君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長から行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） どなたもおはようございます。

本日は平成25年第4回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、師走の大変御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、行政報告を5件ほど申し上げさせていただきます。

まず、岩国・ハワイチャーターフライト及び周防大島町・カウアイ島姉妹島提携50周年記念行事への参加についてでございます。

チャーターフライトは、去る10月9日から14日までの4泊6日の行程で実施され、参加者は総勢207名となり、周防大島町からは私と前議長の新山議長さんのほか、大島郡国際文化協会の評議員及び理事、町職員、アロハフラ親善大使と保護者の皆さん、そして一般参加で申込みをいただきました44名で、カウアイ島で行なわれました姉妹島提携50周年記念行事に出席してまいりました。

私と新山議長は、ホノルルに到着した9日に岩国市の関係者とともに日系メディアの記者会見に臨み、その後ホノルル日本国総領事、翌10日にはホノルル市長及びホノルル日本人商工会議所会頭を表敬訪問し、50年前にホノルル市長と、当時のホノルル市長とホノルル日本人商工会議所の会頭が50年前に姉妹島提携の仲介をとっていただいたということにつきましてそのお礼を伝えた後にカウアイ島に渡り、国際文化協会の皆さんと合流してカウアイ郡長を表敬訪問いたしました。

また、このたびの交流事業に際しまして、アロハフラ親善大使を任命いたしましたケイキ、子供たちのことなのですが、ケイキの皆さんには10日早朝よりカウアイ島の老人ホームとか、両島交流に尽力をいただいた方々を訪問していただき、ケイキフラを披露するとともに私からのメッセージを渡して御礼を伝えていただいたところでございます。

姉妹島提携50周年記念式典は、11日午前9時、郡庁舎中庭で周防大島町からの参加者とカウアイ側から郡長や郡議会の代表者のほか、交流に携わられた歴代郡長や郡長夫人、また郡議会議員、カウアイ日本文化協会や山口県人会の皆さん出席のもとに開催をされました。

開会直後からあいにく雨となりましたが、関係者や式典に参列をいただいたカウアイの一般市民の皆さんが見守る中で、交流確認書に郡長と郡議会の代表者、そして私と新山議長がサインをし、これからも交流を継続していくことを確認いたしました。

式典最後には、青少年海外派遣団による「ふるさと」の合唱に合わせまして、アロハフラ親善大使がケイキフラを披露し、お祝いのムード一色の中で閉会となりました。

式典のほかにも、翌12日には日本の文化祭にあたります「祭りカウアイ2013」や、カウ

アイ日本文化協会が主催します交流会に周防大島町からの皆さんとともに参加するなど、4泊6日の行程の中で、50周年以降の友好交流に向けて、カウアイの皆さんと貴重な時間を共有することができ、大変有意義なチャーターフライトとなりましたことを御報告を申し上げます。

2件目は、本町の情報発信能力をより一層進めるため「周防大島町公式フェイスブックページ」の運用を開始したことについてでございます。

周防大島町としてのソーシャルメディアの活用につきましては、本年6月の定例会で濱本議員さんから「自治体としてのソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用について」ということで、一般質問をいただいたところでございますが、フェイスブックをはじめとしたソーシャルメディアは、情報発信能力とコストパフォーマンスに優れた情報発信ツールであり、利用者も多いことから、町民の皆さんとの情報共有化をより一層進めるとともに全国に向けた周防大島町のPRを積極的に行うため、12月1日から「周防大島町公式フェイスブックページ」の運用を開始いたしました。

運用開始に当たりましては、フェイスブックにおいて周防大島町と周防大島チャンネルの2アカウントを取得し、「周防大島町のフェイスブックページ」では、新たな制度やイベント、競技会等のタイムリーな情報、災害時の緊急情報、周防大島町の風物詩などの情報を発信し、「周防大島チャンネルのフェイスブックページ」では、周防大島チャンネルの放送内容の情報、番組企画や投稿番組の募集情報を発信をいたしております。

なお、動画投稿サイト、ユーチューブでは、周防大島チャンネルのアカウントを取得しており、ケーブルテレビで放送した番組の一部がインターネットを通じて見るできるようになっております。

また、このたびの「周防大島町公式フェイスブックページ」の運用開始にあたり、職員が職務としてソーシャルメディア公式アカウントを利用する際の基本的な考え方や留意点をガイドラインとしてまとめた周防大島町職員のソーシャルメディア利用に関するガイドラインを制定しておりますので、このガイドラインに沿って運用してまいります。

私といたしましてはこうしたソーシャルメディアを有効に活用し、今後、周防大島町の魅力を全国に発信してにぎわいをつくってまいりたいと考えております。

ここで一つ、その事例について御報告させていただきたいと思っております。

平成20年からふるさと納税というのが始まりました。

このふるさと納税は5年間で135件、平成20年から24年までの5年間で135件ございました。それが平成25年度は12月現在で既に120件を超えております。

これはまさにこのソーシャルメディアを活用した効果のあらわれだというふうに思っておるわけでございますが、町のホームページからもいけますが、全国の自治体のこのふるさと納税の

ホームページができておりました、そこで周防大島町からの納税者に対するお礼のプレゼントが出ております。

周防大島町からは現在5つのプレゼントが選択できるようになっておりました、1万円以上の納税をされた方にはそれを選択していただくということになっております。

この中では「このわた」とか大島の銘菓とか、または蜂蜜とか、または海産物セットなどというようなものが5つの中から選べるようになっておりました、実はこれが非常に人気を博しておるんだらうというふうに思いますし、また全国のそういうふうにするさとの特産品がお礼についてくるというようなページでランキングが出ておりました、そのランキングをもとにこれを、すみません、これを目当てにと言ったら御無礼なんです、これとセットでふるさと納税が進んでおるんだらうというふうに感じておるわけですが、このように全国でもこのようなソーシャルメディアを使っているいろいろなことで活用し、私たちも今年度これに登録したわけですが、そうしたらとたんに5年間分のふるさと納税が1年で入ってきとるようになっております。

全国では、まだまだすばらしくこれを活用しているいろいろな面でその地域の掘り出しを行っているということもありますので、ぜひとも周防大島町でもそれに倣ったような活用をしてみたいというふうに思っておるところでございます。

3件目は、学校給食費の改定についてでございます。

本町の学校給食費は、平成17年度から8年間据え置いてまいりましたが、この間、主食の米価や牛乳代は、特にここ数年値上がりが続いておりました、また輸入に依存している小麦、大豆、食用油、マヨネーズや飼料価格の高騰によりまして、乳製品なども幅広い値上がりが続いております。

こうした状況の中、児童生徒の栄養価やカロリーの摂取基準などを維持しつつも、食材の変更や副食品の減など、従来に比べて質の低下を招いているような状況でもございます。

学校給食は、成長期にある子供達が必要な栄養をバランスよく摂取し、望ましい食習慣を身につけ、豊かな人間関係を形成するなど、学校生活において大変重要な役割を担っておりますが、私は新鮮でより質の良い食材を確保し、県内産材料による地産地消の推進を図りながらおいしさを実感できる給食を今後とも維持するためには、給食費の見直しをせざるを得ない状況であると考えるとともに、消費税率引き上げに伴う食材価格への影響も懸念しているところでございます。

こうしたことを踏まえ、学校給食費の改定について去る10月3日に学校給食センター運営委員会におきまして、現状と今後の食材費の値上がり状況等を説明し、御審議をいただき、改定もやむを得ないとの答申を受けました。

この答申を受け、町内の各小中学校の保護者会などへ職員が出向きまして、保護者の皆様へ改定についての説明を行ってまいりました。

改定内容は、小学校では1食当たり230円を255円に、中学校では275円を305円に改定するもので、小学校で25円、中学校で30円、1食当たりの単価をそれぞれ引き上げようとするものでございます。

したがいまして、年間200日給食を提供するといたしますと、給食費は小学校で年間5,000円、中学校で年間6,000円の負担増となります。改定時期は来年の4月1日からといたしております。

なお、各学校での説明会におきまして、保護者の皆様からは反対意見は特になく、おおむね理解をいただいたものと思っております。

今回の改定によりまして保護者の負担がふえるということで心苦しいところではありますが、給食費につきましては全額食材の購入費用にのみ充てておりまして、その他学校給食を作るための施設及び設備の設置や維持費、運営に係る人件費や光熱費などの経費は全て町が負担しているところであります。

今後とも学校給食の運営に当たりましては健全運営に努め、児童生徒が安全で安心な、また手づくり給食の提供や地元産食材の使用などに力を入れた質の高い給食に努めてまいりたいと考えており、今回の給食費の改定につきまして御理解を賜りますようお願いをいたします。

4件目は、周防大島町誕生10周年記念事業についてでございます。

来年10月に周防大島町誕生10周年を迎えるに当たり、庁舎内において記念行事を円滑に推進するために、10月10日に副町長、教育長、公営企業管理者、部長級職員で組織した「周防大島町誕生10周年記念事業実行委員会」を立ち上げました。

10周年のPRのため、今年度はシンボルマークを作成するとともにそのシンボルマークを受け、カンバッジやのぼりを制作することを予定しており、本議会に補正予算として計上させていただいております。

なお、シンボルマークのデザインは、本町出身の新村則人氏をお願いをいたしております。

また、来年度は記念式典を10月5日、日曜日に、大島文化センターにおいて行うこととしており、式典にあわせ、本町における功労者の表彰を行う予定といたしております。

議会議員の皆様にも記念事業について御提案をいただければと考え、議長のほうをお願いをさせていただいております。後ほど全員協議会でもそのお話をさせていただきたいと思っております。

5件目は、東和ふるさとセンターの一般社団法人への移行についてでございます。

町が出資をいたしております「社団法人東和ふるさとセンター」は、公益法人制度改革関連3法の施行に伴い、組織形態について公認会計士を交えて多方面から検討してまいりましたが、事業の自由性等の観点から一般社団法人化が適当と判断し、山口県に移行認可申請を行い、平成

26年4月1日より「一般社団法人、東和ふるさとセンター」として運営を行っていくこととなりますので御報告を申し上げます。

なお、申請の詳細につきましては、お手元に配布しております資料をごらんいただければと思っております。

以上、5件の行政報告を申し上げさせていただきました。

それでは、本日提案をいたしております議案につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

本定例議会に提案をいたしております案件は、諮問、同意それぞれ1件、補正予算に関するもの9件、消費税率の引き上げに伴い、公共施設の使用料等公共料金の改定を行うため、条例の一部を改正するもの58件、山口県市町総合事務組合の共同処理をする事務及び規約の変更について1件、合計70件であります。

諮問第1号は、平成26年3月31日をもって任期満了となります人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の御意見を求めるものであります。

同意第1号は、本年12月15日をもって任期満了となります固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の御同意をお願いするものであります。

議案第1号は、平成25年度一般会計補正予算（第7号）についてであります。既定の予算に6,559万円を追加し、補正後の予算の総額を150億7,064万円とするものであります。

議案第2号は、平成25年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の予算に324万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を36億5,945万9,000円とするものであります。

議案第3号は、平成25年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の予算から15万9,000円を減額し、補正後の予算の総額を4億2,545万3,000円とするものであります。

議案第4号は、平成25年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の予算から374万3,000円を減額し、補正後の予算の総額を33億6,964万7,000円とするものであります。

議案第5号は、平成25年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の予算から132万6,000円を減額し、補正後の予算の総額を8億3,617万3,000円とするものであります。

議案第6号は、平成25年度下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算に312万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を3億8,670万1,000円とするものであります。

議案第7号は、平成25年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の予算に154万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を3億3,189万円とするものであります。

議案第8号は、平成25年度渡船事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の予算から308万3,000円を減額し、補正後の予算の総額を8,096万8,000円とするものであります。

議案第9号は、平成25年度公営企業局企業会計補正予算（第2号）についてであります。業務の予定量並びに収益的収支予算及び資本的収支予算におきまして、所要の補正を行おうとするものであります。

議案第10号から議案第67号は、来年4月から消費税率の引き上げに伴い、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考え方を踏まえ、町有施設の使用料等公共料金の改定を行うため、各施設の管理条例等の一部を改正することが主なものであります。

議案第10号は各公民館の使用料を改定するため、議案第11号は東和総合センターの使用料を改定するため、議案第12号は大島文化センターの使用料を改定するため、議案第13号は各学習等供用施設の使用料を改定するため、議案第14号は歴史民俗資料館の観覧料を改定するため、議案第15号は町衆文化伝承の館の使用料を改定するため、議案第16号は町衆文化の薫る郷公園の使用料を改定するため、議案第17号は竜崎陶芸の館の使用料について消費税に関する表記を明示するため、議案第18号は日本ハワイ移民資料館の入館料及び占用使用料を改定するため、議案第19号は瀬戸内民俗館とうわの特別展示観覧料を改定するため、議案第20号は町民運動場の使用料を改定するため、議案第21号は陸上競技場の使用料を改定するため、議案第22号はB&G海洋センターの使用料を改定するため、議案第23号はしらき野活センターの使用料を改定するため、議案第24号は総合体育館の使用料を改定するため、議案第25号は文化交流センターの観覧料を改定するため、議案第26号はたちばなケアプラザの使用料を改定するため、議案第27号は廃棄物の処理にかかる手数料を改定するため、議案第28号は各斎場の使用料を改定するため、議案第29号は簡易水道料金を改定するため、議案第30号は公共下水道の使用料を改定するため、議案第31号は農業集落排水施設の使用料を改定するため、議案第32号は漁業集落排水施設の使用料を改定するため、議案第33号は各農村環境改善センターの使用料を改定するため、議案第34号は農村交流伝承館の使用料を改定するため、議案第35号は橘ふれあいセンターの使用料を改定するため、議案第36号は農業者健康管理センターの使用料を改定するため、議案第37号は産地形成促進施設の使用料を改定するため、議案第38号は農産物加工センターの使用料を改定するため、議案第39号は各農水産物等集出荷施設の使用料に消費税が含まれることを明文化するため、議案第40号は共同作業所の使用料を改定するため、

議案第41号は市民農園の使用料を改定するため、議案第42号は漁具保全倉庫の使用料を改定するため、議案第43号は自然休養村管理センターの使用料を改定するため、議案第44号は片添ヶ浜温泉の料金を改定するため、議案第45号は久賀駐車場の使用料を改定するため、議案第46号は橘駐車場の使用料を改定するため、議案第47号は土石採取料を改定するため、議案第48号は病院等事業の使用料及び手数料を改定するため、議案第49号は公営企業局施設での手数料を改定するため、議案第50号は消費税率の引き上げに伴うものとは別に、長浦スポーツ海浜スクエアの多目的グラウンドの人工芝化に伴い使用料を改定するため、議案第51号は東和農林水産物直売所の使用料を改定するため、議案第52号はサン・スポーツランド片添の使用料を改定するため、議案第53号はやしろ郷ふれあいの里の使用料を改定するため、議案第54号は片添ヶ浜温泉遊湯ランドの料金を改定するため、議案第55号は青少年旅行村の使用料を改定するため、議案第56号は陸奥野営場の使用料を改定するため、議案第57号は陸奥記念館の使用料を改定するため、議案第58号はなぎさ水族館の使用料を改定するため、議案第59号は総合交流ターミナルいわゆる道の駅の使用料を改定するため、議案第60号は久賀ふるさと館の使用料を改定するため、議案第61号は橘ウインドパークの使用料を改定するため、議案第62号は竜崎温泉潮風の湯の利用料金を改定するため、議案第63号は星野哲郎記念館の使用料を改定するため、議案第64号は和田小学校の森野小学校への統合に伴い、新たにスクールバスを運行するための路線変更と白木線のバス料金を改定するため、議案第65号は和田小学校の体育館を地区体育館に加えるとともに、使用料に消費税が含まれることを明文化するため、議案第66号は小中学校施設の使用料を改定するため、議案第67号はしまとびあスカイセンターの使用料を改定するため、それぞれ関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第68号は、平成26年4月1日より、山口県市町総合事務組合の交通災害共済事務を共同処理する団体に、下松市、長門市及び山陽小野田市が加入することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について、議会の議決をお願いするものであります。

以上、概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参与が御説明申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いをいたします。終わります。

○議長（久保 雅己君） 以上で行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第5. 諮問第1号

○議長（久保 雅己君） 日程第5、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、補足説明をさせていただきます。

平成26年3月31日をもって任期満了となります現委員の河原光雄氏は、人格、識見ともに高く、教育者としての長年の経験を有するとともに人権擁護委員としても精力的に御活躍をされておられます。詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示しているとおりでございます。

私といたしましては人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に対しまして同氏を引き続き人権擁護委員に推薦をいたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間となっております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、河原光雄氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦は河原光雄氏を適任とすることに決定しました。

日程第6. 同意第1号

○議長（久保 雅己君） 日程第6、同意第1号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 同意第1号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。

本年12月15日をもって任期となります竹本厚三氏、田中忠治氏、中村鈴美氏を周防大島町固定資産評価審査委員会委員として再度任命いたしたく、議会の御同意を求めるものでございます。

また、現在委員であります西本克也氏は、平成22年12月から御尽力をいただいているところではありますが、来たる12月15日をもちましてその任期が満了いたします。ここに西本氏の御苦勞に感謝いたしますとともにその御功績に対し、深く敬意を表するものであります。

つきましては、後任の委員の任命を要するものでありますが、私といたしましては周防大島町大字東安下庄にお住まいの東原平典氏が適任であると考え、お諮りをする次第であります。同氏の経歴は関係資料のとおりであります。

なお、任期は平成25年12月16日より平成28年12月15日までの3年間であります。

4名の方々、皆、温厚誠実な人柄、また豊富な経験と識見をお持ちの方々であり、適任と考え、地方自治法第423条第3項の規定に基づき、選任に当たりまして議会の御同意を賜りますようお願いをいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、直ちに起立による採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。

したがって、これから起立による採決を行います。同意第1号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、竹本厚三氏、田中忠治氏、中村鈴美氏及び東原平典氏を周防大島町固定資産評価審査委員会委員に選任することを同意する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、竹本厚三氏、田中忠治氏、中村鈴美氏及び東原平典氏の選任については同意することに決まりました。

暫時休憩いたします。

午前10時16分休憩

.....

午前10時25分再開

○議長（久保 雅己君） 再開いたします。

.....

日程第7. 議案第1号

日程第8. 議案第2号

日程第9. 議案第3号

日程第10. 議案第4号

日程第11. 議案第5号

日程第12. 議案第6号

日程第13. 議案第7号

日程第14. 議案第8号

日程第15. 議案第9号

○議長（久保 雅己君） 日程第7、議案第1号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第

7号)から、日程第15、議案第9号平成25年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)までの9議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。星出総務部長。

○総務部長(星出 明君) 議案第1号平成25年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)につきまして補足説明をいたします。

一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は第1条のとおり、既定の歳入歳出予算に6,559万円を追加し、予算の総額を150億7,064万円とするとともに、第2条において繰越明許費の設定を、第3条において債務負担行為の補正を行うものであります。

まず、歳入歳出予算の補正につきまして御説明させていただきます。

13ページをお開き願います。

歳入の1款町税1項町民税は、1目個人、2目法人ともに賦課実績及び調定実績により増額補正を行うものであります。4項たばこ税につきましても同様に調定実績により追加計上をするものであります。

11款分担金及び負担金2項負担金1目民生費負担金は、私立保育所入所者の国の保育料階層区分の決定により、負担金の増額補正を行うものであります。

14ページ、13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、社会福祉費負担金において国保基盤安定負担金の増額に伴う追加計上を、また障害福祉費負担金及び児童福祉費負担金は、それぞれ障害児施設給付費負担金、私立保育所運営費負担金の歳入見込みによる国庫負担金の調整であります。

2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は、障害者区分認定等事業の事業量増加に伴う追加計上であります。

14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金は、国庫負担金と同様に国保基盤安定負担金の追加計上、障害者給付費負担金、私立保育所運営費負担金の調整であります。

15ページ、2項県補助金2目民生費県補助金は、社会福祉費補助金において、交付額の確定による国保負担軽減対策費助成事業補助金の減額計上を、障害福祉費補助金では、新体系定着支援事業等が平成24年度もって終了となったことによる減額計上を、また児童福祉費補助金では、子育て支援特別対策事業補助金853万2,000円、子育て支援特別対策事業施設整備費補助金2,109万4,000円の新規計上であります。これは子ども・子育て支援新制度に係るシステム構築、また私立保育所の施設整備補助金に係るものであります。

4目農林水産業費県補助金は、中山間地域等直接支払交付金、新規就農者確保事業のいずれも事業費増加に伴う追加計上であります。

3目県委託金1目総務費県委託金は、参議院議員補欠選挙の事業確定による委託金の減額計上であります。

15款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入は、4月に公募いたしました旧大島青年の家跡地の太陽光発電システム設置運営事業に係る町有地貸付料12万8,000円を新規に計上するものであります。

16ページ、17款繰入金は財政調整基金を1,066万4,000円取り崩し、財源調整を行っております。

19款諸収入は、当初に計上いたしました障害児放課後クラブ事業につきまして、財団法人自治総合センター自治宝くじ事業500万円を財源として予定しておりましたが、不採択となったためこれを減額し、振替財源として申請した山口県市町村振興協会による地域づくり推進事業助成金の交付決定を受けましたので、新規に200万円を計上するものであります。

続いて、歳出について御説明いたします。

今回は一般会計並びに各特別会計におきまして、当初予算編成以降の人事異動等に伴う職員人件費の調整、また国が本年度において国家公務員の給与改定特例法に準じた措置を講じるよう地方自治体に求めたことに応じ、6月定例会において御議決いただきました本町の一般職職員等及び船舶職職員の給与の臨時特例措置による影響分の調整等を行っております。

一般会計から公営企業会計を除く特別会計を合わせた職員人件費は、総額で5,581万3,000円の減額となっており、人事異動等に伴う影響分が1,171万2,000円の減額、給与の臨時特例措置による影響分は4,410万1,000円の減額と試算しているところであります。

それでは、職員人件費以外の主なものにつきまして御説明いたします。

18ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費では、平成26年10月1日をもって周防大島町が誕生して10年の経過を迎えることとなりますが、その記念事業を実施するに当たっての準備経費のうち、本年度内に執行が必要と見込まれる経費48万9,000円を新規に計上しております。

6目企画費ふるさと応援事業は、ふるさと寄附金に対するお礼としてお送りする特産品の購入経費を増額するものであります。これはふるさと寄附金の件数が大幅に増加しており、不足が見込まれるため、追加計上するものであります。

7目支所及び出張所費は、久賀支所経費において職員が用務として前島渡船を利用する際の乗船料及び宿直室のテレビの購入経費を、大島支所経費では、大島庁舎1階東側窓枠のゆがみの改修及び地域からの要望に対応するための小規模施設整備事業補助金を、東和支所経費では、情島

航路利用の際の職員の乗船料を、橘総合支所経費においては、浮島渡船の職員乗船料及び地域要望に対応する工事請負費をそれぞれ追加計上しております。

また、棕野出張所経費から20ページの白木出張所経費につきましては、主にこの10月から実施されました最低賃金の改定を受け、10月1日から本町の非常勤嘱託職員等の賃金の改定を行ったところであり、今後見込まれる不足額を追加計上しております。

21ページの4項選挙費3目参議院議員補欠選挙費は、事業費が確定したことにより歳出予算の調整を行っております。

次に、23ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費では、社会福祉施設整備事業経費において、小松保育所の施設改築に係る補助金3,164万1,000円を新規に計上しております。

2目障害福祉費では、障害福祉一般経費に平成24年度分の国・県の障害者自立支援給付費負担金等が確定したことによる障害福祉費関係の償還金1,333万7,000円を、また障害者自立支援給付費事業には法改正に対応するためのシステム改修経費等の委託料53万7,000円の追加と、平成24年度をもって事業終了となりました新体系定着支援給付費等の負担金補助及び交付金604万6,000円の減額をそれぞれ計上しております。

24ページの障害者区分認定等事業は新規申請に伴う認定経費の追加計上を、障害児施設給付費事業は利用者件数増加による委託料、負担金、補助及び交付金の追加計上を行っております。

26ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費の児童福祉総務一般経費は、子ども・子育て支援新制度対応システム構築のための委託料853万2,000円の新規計上と、浮島からの保育所入所者の増加に伴う離島振興対策事業補助金の増額計上、及び児童福祉費に係る平成24年度分実績精算による償還金の新規計上であります。

4目保育所費、久美保育所運営経費では、正規職員の退職に伴う臨時の保育士の雇入れ賃金について、今後不足が見込まれる額109万6,000円を追加計上しております。

27ページ、5目保育所運営費、私立保育所運営経費は、乳児の入所の増加に伴う委託料の増額計上であります。

28ページ、3項生活保護費1目生活保護総務費は、生活保護総務一般経費において平成24年度精算に伴う償還金3,215万7,000円を新規に計上しております。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費は、予防接種事業において麻しん、風しんの予防接種委託料30万8,000円を追加に計上するもので、県下では初めて公費助成を行うものであります。御承知のとおり妊婦が風疹にかかると先天性風疹症候群を持った乳児が生まれる可能性があり、母子への感染を予防するため、4月から6月の流行期に備え、妊娠予定者または妊娠予定者及び妊婦のパートナーや同居家族を対象として、本年度中に抗体検査及びワクチン接種を実施し

たいと考えております。

31ページをお願いいたします。

5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、担い手総合支援事業において、新規就農確保対策事業対象者の1名について夫婦型への移行が見込まれるため補助金の追加を、また中山間地域等直接支払事業において交付金対象の確定による交付金の追加を、32ページ、農園施設管理経費では市民農園ガルデンビラ大島に係る賃金単価の改定による影響分及び不足が見込まれる光熱水費の追加をそれぞれ計上しております。

7目農村環境改善センター費は、沖浦農村環境改善センターの高圧ケーブルに支障があるため、更新する経費36万8,000円の計上であります。

33ページ、2項林業費1目林業振興費は、有害鳥獣捕獲事業の委託料924万円の増額計上であります。これはイノシシの捕獲について、これまでの実績から大幅な捕獲頭数の増加が見込まれるためのものであります。

3項水産業費2目水産業振興費は、漁業経営構造改善事業補助金468万2,000円の増額計上で、小松開作地区の漁船巻き上げ設備、前島地区の栈橋及び両源田地区の漁船巻き上げ設備、それぞれの緊急的な更新に対応するためのものであります。

34ページをお願いいたします。

6款商工費1項商工費2目商工業振興費は、離島交通対策経費において、笠佐島への行政連絡船の事故等に緊急に対応するため、船舶発着管理システムを整備する経費を計上しております。他の3航路においても同様に整備することとし、渡船事業特別会計において補正計上させていただいております。

また35ページ、竜崎温泉管理運営経費は、ホール空調機の室外機更新経費121万3,000円及び回数券利用者が大幅に伸びたため、不足が見込まれる指定管理回数券利用負担金220万円をそれぞれ追加計上するものであります。

3目観光費では、電気自動車充電設備を道の駅サザンセットとうわに整備することとし、設計委託料を観光一般経費に、公園等管理経費では白木山公衆トイレの簡易水洗センサーの修繕費及び不足が見込まれる公衆便所くみ取り手数料を、ふるさと館管理運営経費では雨漏りの補修及び設備の修繕経費をそれぞれ計上しているところであります。

36ページ、7款土木費1項土木管理費1目土木総務費は、原石山管理事業において残土処理場への搬入量が多く見込まれるため、これに係る委託料を増額計上するものであります。

2項道路橋梁費1目道路橋梁費及び37ページ、3項河川費1目河川管理費は、いずれもことしの夏の異常気象や災害により不足が見込まれる工事材料費や光熱水費について増額計上するものであります。

6項住宅費1目住宅管理費の公営住宅一般管理経費は、シロアリ被害や浄化槽改修などにより公営住宅の維持管理において不足が見込まれるため、修繕費等515万1,000円を増額計上するものであります。

次に、39ページをお願いいたします。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費、教育総務経費は、旧開導小学校敷地内の立木が隣接地に影響があるためこれを伐採する経費を、また学校教育経費では、10月1日に行った賃金改定による影響額を追加計上するものであります。

40ページ、2項小学校費1目学校管理費は、町内各小学校において消防設備点検により指摘のあった設備等の改修や雨漏りのあった三蒲小学校、島中小学校の屋内運動場屋根補修に係る修繕料等252万5,000円の追加計上であります。

3項中学校費1目学校管理費は、久賀中学校屋内運動場空調機の修繕のほか、小学校費と同様に消防設備点検の指摘による設備改修経費106万5,000円を追加計上するものであります。

次に、41ページになります。

4項社会教育費1目社会教育総務費は、社会教育振興経費において臨時職員の賃金改定による不足見込み額を追加計上しております。

2目公民館費は、かんころ楽園管理運営経費に燃料費及び光熱水費26万2,000円を増額計上するものであります。これは本年度から実施した障害児放課後クラブ事業や適応指導教室事業についてかんころ楽園を利用しており、燃料費等の不足が見込まれるためのものであります。

42ページ、5目社会教育施設費は、旧椋野小学校、旧屋代小学校、大島歴史民俗資料館に保管されております民具等を旧田布施農業高等学校大島分校体育館に集積保管することとし、その収蔵計画策定のための委託料28万4,000円の新規計上であります。

5項保健体育費2目体育施設管理費は、総合体育館及び陸上競技場駐車場スペースの区画線が消えた状態にあり、大きなイベントを控えているため、書きかえを行う経費35万7,000円の新規計上であります。

43ページ、3目学校給食費の大島地区学校給食センター管理運営経費は、雨漏りに対応するため、センター壁面のクラックを改修する経費の計上であります。

12款諸支出金1項繰出金は、各特別会計の補正予算に対応した繰出金の調整であります。

以上が、歳入歳出予算補正の概要であります。

続いて、7ページにかえっていただき、繰越明許費についてであります。

これは歳入・歳出においても説明いたしました子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築のための事業に係るものであり、財源は10分の10、県支出金が充当される予定であります。県につきましても現在開会中の県議会において繰越手続をとることとしており、これに相応

する措置として繰越手続をお願いするものであります。

9ページは、債務負担行為の補正についてであります。

スクールバス白木線運行業務委託事業及び学校統合に伴うスクールバス運行業務委託事業は、いずれも運行業務につきまして平成25年度までの委託契約により事業を実施しているところであり、改めて平成26年度から平成27年度までの2年間の運行業務を委託するため、債務負担行為を設定するものであります。

なお、学校統合に伴うスクールバス運行業務委託事業においては、本年度をもって閉校を予定しております和田小学校に係る和田森野線を含むものであります。

以上が議案第1号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 議案第2号平成25年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明を行います。

今回の補正の主なものは、歳入においては基盤安定事業の確定に伴う国庫支出金の調整、保険給付費の調整に伴う療養給付費等交付金及び一般会計繰入金の調整をしようとするものです。

また、歳出においては職員人件費の調整、療養給付費及び高額療養費の増額、出産育児一時金の減額、葬祭費の増額及び保険税還付金を増額しようとするものです。

予算書45ページをお願いします。本文で既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ324万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,945万9,000円とするものです。

事項別明細書の51ページをお願いします。歳入です。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費負担金1節現年分を、基盤安定事業繰入金の確定により一般分を47万1,000円減額いたします。

4款療養給付費等交付金は、退職被保険者の療養給付費及び高額療養費の増加により1,113万2,000円を増額いたします。

9款繰入金1項他会計繰入金を741万7,000円減額いたします。これは一般会計からの繰入金で、1節保険基盤安定事業繰入金（保険税軽減分）を181万9,000円増額、2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）を112万5,000円増額、3節職員給与費等繰入金を640万7,000円減額、4節出産育児一時金等繰入金を142万円減額、5節財政安定化支援事業繰入金を322万6,000円増額、6節その他一般会計繰入金のうち国保負担軽減対策を310万1,000円減額、財源不足分に伴うその他一般会計繰入金を265万9,000円減

額いたします。

次に、53ページをお願いいたします。歳出です。

1款総務費は、当初予算編成以降の人事異動に伴う調整、また国家公務員の給与改定特例法に準じた措置となる給与の臨時特例措置による影響分の調整により、職員人件費を642万9,000円減額します。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費は財源調整です。2目退職被保険者等療養給付費を428万4,000円増額いたします。

次に、54ページをお願いいたします。

4目退職被保険者等療養費を7万2,000円増額いたします。同じく2款保険給付費2項高額療養費2目退職被保険者等高額療養費を677万6,000円増額いたします。

4項出産育児諸費1目出産育児一時金を5人分、213万円の減額、2目の手数料を1,000円減額いたします。

次に、55ページをお願いいたします。

同じく2款保険給付費5項葬祭諸費を10人分、50万円増額いたします。

8款保健事業費1項特定健康診査等事業費は、職員人件費を2万2,000円増額します。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目保険税還付金を、実績見込みにより15万円増額いたします。

以上が議案第2号平成25年度周防大島町国民健康保険事業補正予算（第2号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第3号平成25年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては職員人件費に対する一般会計繰入金の減額、歳出は職員人件費の減額です。人事異動及び臨時特例措置による影響分の調整を行っております。

予算書57ページをお願いします。本文で既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ15万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,545万3,000円とするものです。

事項別明細書の63ページをお願いいたします。歳入です。

3款の繰入金1項他会計繰入金1目事務費繰入金を15万9,000円減額いたします。

次に、64ページをお願いいたします。歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費のうち職員人件費を15万9,000円減額いたします。

以上が議案第3号平成25年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第4号平成25年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明を行います。

予算書65ページをお願いいたします。

今回の補正は、職員人件費と介護認定訪問調査費の調整の補正を行うものでございます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から374万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を33億6,964万7,000円とするものであります。

事項別明細書の71ページをお願いします。歳入から御説明いたします。

6款繰入金1項他会計繰入金3目その他一般会計繰入金は、職員人件費等の調整分として374万3,000円減額しております。

次に、歳出について御説明いたします。72ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、当初予算編成以降の人事異動等に伴う職員人件費の調整、また給与改定特例法に準じた職員給与の臨時特例措置による調整等により129万円減額いたします。

3項1目介護認定審査会費の73万6,000円の減額は、介護認定訪問調査の委託事業所の調査受託件数が減少したため、委託料を減額し、それに伴い臨時職員による認定調査件数が増加することになり、賃金を増額するものでございます。

73ページの4款地域支援事業2項包括支援事業・任意事業3目地域包括支援センター運営事業につきましても、職員の人事異動と臨時特例措置による職員人件費の調整として171万7,000円減額いたします。

以上が、平成25年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

以上で議案第2号から第4号までの補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 奈良元環境生活部長。

○環境生活部長（奈良元正昭君） 議案第5号から議案第7号まで、環境生活部所管の3議案につきまして補足説明をいたします。

まず、議案第5号平成25年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

補正予算書の75ページをお願いいたします。

第1条のとおり既定の歳入歳出予算から132万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億3,617万3,000円とするものでございます。

81ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますけれども、3款繰入金において一般会計からの繰入金を132万6,000円減額し、財源調整を行っております。

82ページをお願いいたします。

歳出でございますけれども、1款簡易水道費1項事務費1目総務費において、他の会計と同様に当初予算編成以降の人事異動等に伴う職員人件費の調整及び職員の給与の臨時特例措置による調整に伴う132万6,000円の減額補正でございます。

以上が議案第5号平成25年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

次に、議案第6号平成25年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について補足説明をいたします。

83ページをお願いいたします。

第1条により、既定の歳入歳出予算に312万8,000円を追加し、予算の総額を3億8,067万1,000円とするものでございます。

それでは、その主なものについて事項別明細書により御説明させていただきます。

89ページをお願いいたします。

歳入につきましては3款繰入金で、一般会計からの繰入金を312万8,000円追加し、財源調整を行っております。

次、90ページをお願いいたします。

歳出では、1款公共下水費1項事務費1目総務管理費で、人事異動及び給与の臨時特例措置による調整に伴い327万2,000円を減額しております。

次に、2項事業費1目維持管理費では、安下庄浄化センター沈殿槽の修繕費及び腐食に伴う安高地区マンホールふたの交換に要する修繕費として577万9,000円を追加するとともに、管路補修等のための工事請負費として62万1,000円を追加いたしました。

以上が、議案第6号平成25年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

次に、議案第7号平成25年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

91ページをお願いいたします。

第1条のとおり、既定の歳入歳出予算に154万2,000円を追加し、予算の総額を3億

3,189万円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

99ページをお願いいたします。

歳入では、3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金を444万2,000円追加しております。

5款町債では、県事業の秋地区河川改修工事のおくれにより、今年度予定しておりましたマンホールポンプの設置が困難となりましたので、その財源として予定しておりました下水道事業債及び過疎対策事業債を減額するものでございます。

次に、100ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款農業集落排水費1項総務管理費1目総務管理費は、他会計と同様に職員人件費の調整で119万1,000円の減額でございます。

2項事業費1目維持管理費は、和田浄化センターの前処理槽の修繕及び日良居地区のマンホールふたの交換を行うための修繕費273万3,000円の計上でございます。2目農業集落排水事業費は財源の調整でございます。

以上が、議案第7号平成25年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

失礼いたしました。議案第6号でございます。下水道事業会計の補正予算でございますけれども、先ほどの予算の総額につきまして訂正をさせていただきます。補正後の予算の総額が3億8,670万1,000円でございます。失礼いたしました。

○議長（久保 雅己君） 星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 議案第8号平成25年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の101ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条により既定の歳入歳出予算の総額から308万3,000円を減額し、予算の総額を8,096万8,000円とするものであります。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

109ページをお願いいたします。歳入につきまして、一般会計からの繰入金を308万3,000円減額いたしております。

108ページからは歳出であります。渡船会計におきましても、他の会計と同様に人事異動等に伴う職員人件費の調整あるいは給与の臨時特例措置による影響分の調整を行っております。

1款事業費1項事務費1目総務費は、職員人件費の調整のほか総務一般経費において、当初予算に計上いたしました船舶発着管理システム構築委託料及びシステムサーバー利用料を減額計上

しております。

これは、本町と官学連携に取り組んでいるとともに海技を専門とする大島商船高等専門学校に整備設計をお願いしたところ、大幅な経費の削減が見込まれることとなったことによるものでございます。

2項事業費1目前島航路運航費から、109ページ、3目浮島航路運航費は、いずれも職員人件費の調整と船舶発着管理システム整備のためのモジュール機器やGPSアンテナ、システム管理のためのパソコンの購入費を各航路に分割し、計上するものであります。

なお、人事異動により、浮島航路運航費から情島航路運航費への正規職員1名分の職員人件費の組み替えも行っております。

以上が議案第8号平成25年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（久保 雅己君） 石原公営企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 議案第9号平成25年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

お手元の平成25年度周防大島町公営企業局補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。この予算は9月実績に基づきまして算出しております。

まず、第2条の業務の予定量は、病院患者数は入院合計で5,999人、外来合計で1万566人の減少を、介護老人保健施設利用者数も入所合計で1,303人、通所合計で416人の減少を見込んでおります。それに伴いまして次の2ページにあります1日平均患者数、利用者数を補正しております。

主要な建設改良事業につきましては、後ほど第4条の資本的収入及び支出で説明させていただきます。

次に3ページをお願いいたします。

第3条の収益的収入及び支出では、収入につきましては業務の予定量の減少に伴います診療収入の減少により、合計で9,816万3,000円減額補正し、48億5,145万9,000円を見込んでおります。

次に、4ページをお願いいたします。

支出につきましては、給与費の減少や業務の予定量の減少に伴います材料費の減少により、合計9,809万3,000円減額補正し、53億5,523万6,000円を見込んでおります。

第4条の資本的収入及び支出でございますが、東和病院の企業債償還金につきましては繰り上げ償還額が確定したことにより、18万4,000円減額補正しております。

やすらぎ苑の建設改良費につきましては、平成9年4月の開苑から約16年経過したため、老朽化による雨漏り等さまざまな不具合が出ておりますので、改修の設計料として547万8,000円を増額補正しております。

大島看護専門学校の建設改良費につきましては、寮の業務用冷蔵庫、冷凍庫の購入費として103万1,000円増額補正しております。

第5条の議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますが、給料減額や育児休暇等により給料費を合計で次の5ページになりますが、9,177万1,000円減額補正しております。

第6条の棚卸資産購入限度額につきましても、業務の予定量に基づきまして算出し、合計で1,243万円減額補正しております。

附属資料といたしまして、6ページ以降に補正予算に関する説明書を添付しております。

なお、当年度純利益は東和病院東棟改築（耐震）工事に伴います旧東棟の除却費が、27ページの平成25年度周防大島町公営企業局事業予定貸借対照表のとおり5億8,145万円の赤字を見込んでおります。

以上が平成25年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第1号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）、質疑はありますか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回の補正、先ほど補足説明でもありましたが、いわゆる給与の減額に係る分が中心でありますということ、それともう一つは見てみますといわゆる保育園の建てかえにかかわる分、これが金額的にちょっと大きいかなというふうに見ております。

まず、ページ数が入っておりませんが第2号の繰越明許費、これは全額補助だということで児童福祉にかかわる繰り越しということでもあります。

それで、これは子育てにかかわる部分で、いわゆるシステム改修ということで繰越明許が組まれております。

これは、事業が結局は法律の決定がいわゆるいまだないために事業を繰り越すということなのか、それともどういう内容のもとに債務負担を組むということなのか、そのところのいわゆる法解釈に基づく部分の説明を求めておきたいというふうに思います。

それと9ページ、債務負担行為補正であります。

これはスクールバス白木線運行业務委託事業、それと学校統廃合に伴う運行业務ということで、3,400万円と5,400万円組んでおります。

それで、実際的に前年度と比較していわゆる債務負担の額、これは同一の状況なのかどうか。例えば賃金が上がりますし、燃料も上がります。そういったところでこの指定管理の管理料のほうにどういった跳ね返りがあるというふうに見ておられるのか、聞いておきたいというふうに思います。台数と、そういう影響分です。それを聞いておきたいというふうに思います。

次に、それぞれ歳入について聞いておきます。

先ほど、実績ということで報告があったのが町税関係です。町税関係で、実際的にはかなりの伸びというか、金額的には個人分が800万円、それと法人分が1,600万円ということですが、実際的に当初見込み、予算上はいわゆるかなり絞った状況でいわゆる予算を作成したのか、それとも、さっき言われるように実態としてなったのか。例えば、当初法人なんか特に、当初何社で見込んでこうじゃったということで、次に、いわゆる今現在はどのような見込みということで答弁をもちたいというふうに思います。

それと、分担金負担金。これはいわゆる私立保育所負担金であります。実際的に階層にかかわる、いわゆる保育料について決定したために、今回補正ですということになるかと思いますが、実際的に今年度の国のいわゆる保育料は、実態として、トータルでいいですが、何%ぐらい上がったのか。今、書類があれば答弁を求めておきたいというふうに思います。

民生費県補助金、15ページです。

これはいわゆる国、県、町、そして事業者が4分の1負担というふうに聞いておりますが、この事業は単年度のものとして見ておられるのか、それとも今後も、例えば、ある事業というふうに捉えているのか。例えば、周防大島町内の町立保育所については、皆老朽化が激しゅうなっちょるんです。そういう観点から、いわゆるこういった補助が今後も生き続けるということなのか、どうなのか、方向性を聞いておきたいというふうに思います。

次に、歳出のほうに移りたいと。

先ほど、総額的な報告がありました。しかし、実際的には来年度予算編成をする基本になる人件費部分、これが昨年も同様に言うちよると思うんですが、この12月末、補正後の確定が基本数字になると。いわゆる最後の付録部分、説明、人件費報酬そのほかがいわゆる追加部分が入るというふうに基本的認識をしております。間違いじゃったら、もし、そうじゃないんだというのであれば、いわゆる来年3月に議会に提出する人件費部分、人件費部分というのは給与にかかわる部分、これが予算時期にこの数字が基礎になるんじゃないかというふうに思います。

実際的に、総人数やそれぞれがありますが、今回補正の中であらわれる、例えば、議会費だったら、ここの一番最初に議会費の給与費がありますから、実際的には、当初4人で組んでおった

が3名でしたと、それで1名減でしたと。しかし、私たちはわかる場所はすぐわかります。議会費とかいうのはすぐわかります。しかし、前から言いよるんですが、例えば、目別に給与を組んでおるところ、これは何人という報告を前々からずっと言いよるんですが実現していません。いわゆる給与、職員の数、目で組んじよるところ、皆さん方はトータルで一覧表を持ちよると思います。

ですから、その目ごとに、実際的に答弁ができれば、それを示していただきたいというのが、この給与に関する部分の質問です。

以上。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 繰越明許の853万2,000円の件でございますが、これにつきましては、子ども子育てで関連3法が平成24年8月に成立いたしました。地域型保育給付の給付単価の詳細資料、事務要領などは、まだ厚生労働省、内閣府などからの開示提示はありません。

実際に運用する場合の27年4月から、新制度に向けての既存の保育所保育料とは別に、新規の子ども子育て支援システムの導入を図るということで、システム導入費でございます。

それで、先ほども言いましたように、県のほうが今回の議会で繰り越し手続きを行っておりまして、市町にも要請がありまして、そのように今回補正しました。

以上でございます。

保育所の分担金及び負担金について、国の階層は、基準は変わっておりません。町の徴収金が決めたしまして、その階層が当初よりも階層の高い方が多かったので保育料が増額になったということでございます。（「あれが変わっちゃらへんかというだけ。国の基準の方が。何も変わってない」と呼ぶ者あり）国の基準は変わっておりません。申し訳ありません。

○議長（久保 雅己君） 答弁、挙手して。川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 私立保育所の施設整備の補助金について、今年度事業かという話。単年度事業ということですか。（発言する者あり）

今年度で終わりの事業でございます。

○議長（久保 雅己君） 答弁は明確にお願いいたします。西本教育次長。

○教育次長（西本 芳隆君） 債務負担関係のスクールバス関係、前回との比較ということございました。

学校統合に伴うスクールバスのほうで、例えば説明いたします5,400万円ということですが、これは前回4,400万円でした。1,000万円の増ということになっております。内訳といたしましては、和田森野線が1路線ふえましたので、まず610万円ふえております。それか

らあと、その他の5路線が390万円です。

390万円の積算の内訳といたしましては、消費税の改正に伴うものがございます。これは26年4月から27年9月までが8%、それから27年10月から28年3月までを10%という形で計算しております。

それから、運転労務費を1時間当たり1,250円を1,290円で積算をし直しております。これは最低賃金の変更に伴って、町の賃金変更のアップ率を考慮いたしました。

それから、燃料費につきまして、従来が129円だったところを145円という単価で積算しております。それと、あと今回につきましては、燃料費につきまして、10%から12%くらいの前回はそのような変動がございました。今後、ちょっと見通しをしまして、どうなるかわからんということで、今回は1年後にもし20%以上の変動があった場合は、増も含めて、減も含めてあった場合は、変更を協議できるような条項を盛り込もうとしておりますので、その分を見込んだものがアップとなっております。

以上で、大体それが390万円ほどあって、合計で1,000万円と。白木線につきましても、同様な考え方で増をしております。（発言する者あり）

車の台数。はい。車の台数につきましては、白木線につきましては29人乗りを2台という形でお願いますようになります。それから、学校統合に関係する運行業務では、三蒲大島——沖浦大島ですけども、これを29人乗りを2台という形で対応いたします。それから、油田東和、これは東和中関係ですから、これが29人乗り1台。今回新規になりました和田森野線につきましては、14人乗りを1台。それから、平井久賀線につきましては、久賀中、久賀小の関係ですけども29人乗りを1台、それから棕野久賀が29人乗りを1台、それから、屋代明新線につきましては15人乗りを1台という台数を管理していただくようになります。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 木村税務課長。

○税務課長（木村 秀俊君） 先ほどの町民税にかかります12月補正の内容について御質問でございます。

事項別明細書13ページ。まず、町民税でございますけれども、普通徴収におけます納税義務者、均等割が56人増の3,616人、所得割が68人増の2,498人となっております。

また、当初予算の編成時におきまして、景気影響額というものを見込むものでございます。それが、当初1,300万円マイナスというふうに推定いたしておりました。これが、賦課実績ではマイナスの700万円というふうに減少ということになっております。したがって、このたび500万円の補正を計上するものであります。

続きまして、給与特徴でございます。納税義務者数は、均等割、所得割とも5人増、均等割が

2,869人、それから所得割が2,722人となっております。

また、同様に景気影響額についてでございますけれども、当初、マイナス1,000万円見込んでおりましたけれども、賦課実績によりまして、マイナスの700万円ということで、このたび300万円の補正計上をさせていただいております。

続きまして、法人、町民税でございます。

これは、主に建設業を中心としまして業績が好調で、確定予定申告分の増加がこのたび見込まれております。よりまして、1,600万円の補正計上ということになっております。

主に建設業を中心という表現が非常に曖昧なんですけれども、極めて狭い範囲での建設業というふうにお考えいただければよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木義光君） それでは御質問の目ごとの職員数の推移についてお答えいたします。

まず、議会費でございますが、当初予算では3名計上しておりましたが、マイナス1名の2名となっております。

次に、老人福祉費。当初は2名でございますが、マイナス1の1名となっております。

次に、保育所費。久美保育所でございますが、当初は7名予定をしておりましたが、マイナス1名の6名となっております。

次に、保健衛生総務費でございますが、当初は11名計上しておりましたが、マイナス1名の10名となっております。

それと、環境衛生総務費でございますが、当初は7名計上しておりましたが、マイナス2名、5名となっております。

それと、清掃総務費。当初は4名計上しておりましたが、これはプラス1名となりまして5名となっております。

農業委員会費につきましても、当初5名計上しておりましたが、マイナス2名の3名。

農業総務費につきましては、当初4名計上しておりましたが、これはプラス2名の6名でございます。

住宅管理費につきましては、当初3名でございますが、プラス1名の4名となっております。

教育委員会事務局費につきましては、当初8名でございますが、マイナス1名の7名となっております。

次に、特別会計でございますが、情島航路運航費。先ほど説明でもございましたが、当初は0名でございますが、1名のプラスで1名となっております。

次に、浮島航路運航費でございますが、これは当初3名計上しておりましたが、マイナス1名

の2名となっております。

合計で265名、当初予算に比べてマイナス5名でございます。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 人件費が、12月補正これが最終かという御質問でしたけれども、現在、12月補正後で一般職は265名と、先ほど課長が申しあげましたようになっております。

来年の3月末で12名の退職予定を見込んでおります。それで、採用も同様の数字を見込んでおりますので、人数的には変わらないと考えております。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回、歳入のほうで1,000万円余り、財政調整基金取り崩しておりますので、その後の金額、残高、求めておきたいというふうに思います。

それと、先ほど総務課長のほうの答弁で、私が聞き違えたんかどうかわかりませんが、議会費で組んでおるところ、これが議会費。私は、当初4人で組んじょったんが3名になったというふうに思うちょるといふ、その前提で聞いたんですが、先ほど課長のほうは3から2という言い方をしたんじゃないかと思うんですが、これはどっちが正しいのか、ちょっと聞いちょきたいと思います。

○議長（久保 雅己君） 星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） まず、財調の残高でございますが、この補正予算を通過いたしますと、予算上では40億2,406万円余りとなります。

それから、先ほど、議会費の人件費についてのお尋ねですけれども、1名は監査事務局の経費で人件費を組んでおる、総務費のほうで予算を組んでおりますので、3からマイナス1、2ということでございます。

○議長（久保 雅己君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。松井議員。

○議員（7番 松井 岑雄君） 2点ほどちょっとお聞きします。

33ページなんですけども、漁業経営構造改善事業補助金とありまして、468万2,000円。さっき3カ所ほどおっしゃったんですけども、小松開作、両源田、もう一つどこでしたか。

それと、もう一点。ついでですから申し上げますと、35ページの中に指定管理回数券事業の負担金として220万円計上しておるわけなんですけども、この220万円は、今回の計上はこれでいいんですけども、来年度また発生するという形になろうと思うんですけども、今後に対する残高がどうなるかというのを知りたいと思います。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 答弁。佐川産業建設部長。

○産業建設部長（佐川 浩二君） まず、第1点目の御質問ですけれども、漁業経営構造改善事業でございますが、3カ所、これは小松開作地区と前島の棧橋——これは、前島の東地区でございます。それと、両源田地区でございます。その3カ所でございます。

それと、この補正の220万円の予定でございますけれども、これは今現在、本年度の当初見込みでございますけれども、25年の10月末現在で、今、3,264枚の回数券が出ております。金額にしまして、約190万円を見込んでおりました。

それで、今回補正で220万円を補正で上げさせていただいておりますけれども、これが、一応4,400枚出ると見込んでおります。合わせて410万円、本年度見込んでおります。

そうしますと、25年度が大人で換算しますと8,200枚の使用があるのではないかという見込みでございます。この結果、25年度末での残枚数は1万6,000枚を予定しております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 松井議員。

○議員（7番 松井 岑雄君） ありがとうございます。

先ほどの、もう一つ、水産振興対策事業の中の468万2,000円になってます、小松開作、前島、両源田の内訳、わかりませんね。

○議長（久保 雅己君） 佐川産業建設部長。

○産業建設部長（佐川 浩二君） 内訳でございますけれども、この金額の内訳でございますか。

小松開作地区の巻き上げ施設の更新でございますけれども、95万3,000円。前島棧橋の老朽化による新設でございますけれども、それが99万7,000円。両源田地区の巻き上げ機の金額でございますけれども、これが273万2,000円となっております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 松井議員。

○議員（7番 松井 岑雄君） 3回目でございます。最後になります。ありがとうございます。

大体、今の指定管理のほうの回数券につきましては、約1万6,000枚ぐらい残っていますというお話でしたけど、まだ何年も続くであろうと思うんですが、今度、議案の中の62号については、竜崎温泉の潮風の湯については、700円のところが720円いただきますとこうなっています。消費税ですよ、5割です。

今後、回数券をお持ちいただいたお方にも消費税をいただくことはできるかというのを最後にします。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩。

午前11時38分休憩

.....

午前11時39分再開

○議長（久保 雅己君） 再開いたします。佐川産業建設部長。

○産業建設部長（佐川 浩二君） これまでの回数券の消費税なんですけども、既にその回数券を発行した時点で消費税がついているものと考えていますので、そのまま回数券としては使用していけるという考えでの事業でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。小田議員。

○議員（14番 小田 貞利君） 教育費のところですが、664万4,000円減額ということですが、直接関係があるかどうかかわからないんですが、教育委員会の業務の様子を外から見ておきますと、毎日夜遅くまで仕事が間に合っていないような感じなんですけど、もうたびたび確認しておりますが、この減額の部分と関係があるのかどうかと、今後、どのような考え方をしているのかをお尋ねします。

○議長（久保 雅己君） 答弁。挙手。西本教育次長。

○教育次長（西本 芳隆君） 給与に関しては、今回は、総務課サイドのほうで補足説明ございましたように、給与のカットの関係と人事異動等に伴う減額です。

それから、職員が夜遅くまで、確かに今事業課になっておりますので、大変忙しいです。総務課関係は忙しいということでございます。それにつきましては、時間外、あるいは振替休日という形ですね、こちらの教育委員の予算には反映しておりませんで、総務課のほうの町長部局、総務課のほうで組み込まれております。

○議長（久保 雅己君） 小田議員。

○議員（14番 小田 貞利君） 関連があるような形ですが、今年だけじゃなくて以前からずっと気になっていたのですが、そういった部分を来年度さらに考えているのだろうか。人力的にふやすかどうか。その辺を。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、教育委員会がえらく忙しそうで残業が多いようであるが、その職員数の増は考えておるのかという御質問だろうと思いますが、定数に対しましては、非常に人員削減が進んでおりまして、今現在265名という職員数でやっております。

いずれにいたしましても、合併時から30%の職員数のカットをやっているところでございまして、できるだけ最小の人員で最高の効率を上げていこうという考え方でございまして、非常に行政改革の実施が進んでおるということも実情であります。

しかしながら、職員数をふやすというふうな方向には今現在考えていないわけございまして、他の団体、類似団体と比較することが果たしていいかどうかは別といたしましても、今現在の人口比での比較というのはよく言われるわけございまして、1万9,000人の人口の町、市と

か、類似の団体と比べますと、職員数は非常にまだ多いというふうな情報になっております。

それで、今、小田議員さんの御質問は、職員数を全体をふやすかどうかという御質問では確か
ないと思うんですが、いふなれば、各担当部局において、もう少しメリハリがつけられないのか
というふうに考えたいと思いますが、これからも行政改革を進めながら、そういう非常に仕事量、
業務量が多いからと、それなりのところについて、それを異動させていくということについては
考えていきたいと思っておりますが。

今、教育委員会のことにつきましては、一つには、大変年間を通じて、社会体育等の行事がた
くさんあるということ、もう一つは、御存じのように、学校の耐震化の改修問題がありまして、
たくさんの改築事業について進めており、そしてまた、それらの業務が通常の業務に重なってお
るということで、非常に多忙を極めておるということは理解しておりますので、そこら辺は庁内
全体の職員の張りつけを見ながら、考えてまいりたいと思うところでございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。田中議員。

○議員（3番 田中隆太郎君） 渡船事業のところで、751万7,000円補正がかけてありま
すが……。 （「一般会計がまだ済んでおらん」と呼ぶ者あり） 済んでおらん。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありますか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 16ページのですね、宝くじの助成について、500万円減額
するようになっておりますが、何件申請して、何件採択になったのか、お尋ねいたします。

それと、地域づくり推進事業で200万円採択となったということでございますけれども、ど
のような事業を続けられているのか、お尋ねいたします。

それと42ページ、民具の移転、棕野小学校から田布施分校へ民具の移転ということでござい
ますけれども、その後の活用予定とかあればお話していただきたいと思えます。

○議長（久保 雅己君） 答弁。中村財政課長。

○財政課長（中村 満男君） 諸収入の自治総合センター自治宝くじ助成金と地域づくり推進事業
の財源の振りかえのことなんです、この事業は充てるのは、要望に対して何件とかいうのでは
なくて、これを充てる予定だったものは、障害児の放課後児童クラブの事業に充当する予定でご
ざいました。

それで、歳出がその金額になっておるということでございます。それが、自治宝くじの助成金
の財源とするということで申請しておりましたけれども、これが不採択になったということでご
ざいます。

ただ、それに変わる財源を検討して探しておりました。その結果、山口県の振興協会がなっ
ております地域づくり推進事業助成金という事業に申し込みをいたしましたらオーケーをいただ
いたということで、財源を振りかえたということが、今回の予算になっております。

○議長（久保 雅己君） 西本教育次長。

○教育次長（西本 芳隆君） 教育委員会関係予算の民具の関係ですけども、今回の予算につきましては、民具を田布施農業高校のほうの旧田布施農業高校の体育館のほうへ移動するという御説明をいたしました。

その後の活用ということでございますけれども、今のところは建物の用途等の問題がございますから、収蔵ということを中心に考えております。（発言する者あり）

椋野の小学校の今後ということです。（発言する者あり）

椋野小の後の活用につきましては、住民等の要望もございますので、その要望に沿った形で今回収蔵したことでいろいろございましたんで、その意見を聞きながら対応することとなっております。

○議長（久保 雅己君） 町長。

○町長（椎木 巧君） 今の吉田議員の御質問でございますが、今、今回出しておるのはまだ調査の費用でございまして、椋野小学校にあります資料、そして屋代小学校の体育館にもあります資料、そしてまた、瀬戸の民俗資料館にあります資料、これらが非常に保存状態が悪くなっておると。すみません。椋野が悪いわけじゃないです。屋代と瀬戸については悪くなっておるといふことで、これらの資料をもっと適正な管理をしたいというふうに思っておりました。

そこで、今、田布施農校の旧の体育館が今現在活用されておられませんので、ここに収蔵をしようということで、今、その調査費を計上させていただいております。調査費でございますんで、まだ椋野小学校の中の民具もそちらに持っていきようという計画で、今回、調査費用を充てさせていただきます。

それでありまして、いつ、椋野小学校の民具が全て出展できるのかというのはちょっとまだ時期的にはっきり申し上げられませんが、いずれにいたしましても、田布施農校の体育館は非常に立派でまだ活用できますので、そちらに収蔵し、そちらで全てを移転した後は、当然、椋野小学校は空きますので、椋野小学校の活用は再度また考えなければならないというふうに思っております。

椋野小学校が閉校になった後に、小学校の活用のための協議会も立ち上げて、皆さんからいろいろ議論をいただきましたが、当面、いい活用方法が見つからなかったということでございます。しかしながら、椋野地区の住民の皆さん方からもいろいろ提案はいただきました。今、申しあげましたように、協議会でもあまりいい活用がなかったんですが、椋野の皆さん方からいただいた活用方法というの、こういう活用しようというところまで至らなかったという経緯がございます。それで、緊急避難的に瀬戸の民具資料を椋野のほうに移したという経緯がございます。椋野のほうから田布施のほうへ移って、きちんとそこが空いたことになれば、さらにまた検討してい

きたいと思っておるところでございます。

○議長（久保 雅己君） ほかにありませんか。

暫時休憩します。1時まで。

午前11時52分休憩

午後1時00分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。

以上、質疑を終結します。

議案第2号平成25年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 国保会計について、質疑をします。

今回、補足説明であった部分としては、大きい部分言われました。実際的には退職高額の増と、それと、その他の部分ということになっておりますが、歳出のほうで実際的に聞いておきたいのは、先ほど総数については答弁がありました。それで、国保会計の中であらわれる、給与にあらわれる職員数について聞いておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 国保特別会計におきましては、職員数を8名を予算計上しております。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 言い方でそれぞれ違うんですが、他会計繰入金の中で、実際的に当初予算と比較して、私は残っておるという表現をします。財政当局はどういう言い方をするかはわかりませんが、その他繰入金、実際的に例えば、今回補正で、その他一般会計で576万円減額となっております。内訳は、国保軽減対策として310万1,000円の減、それと、その他一般会計で265万9,000円減ということになっておりますが、予算上は残額はそれぞれ一般会計からの繰入金、どういう状況か。報告を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 一般会計繰入金のその他一般会計繰入金の予算額ですが、8,906万9,000円でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） いわゆる任意分の繰り入れと、実際的に分けて答弁をいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 失礼しました。国保負担軽減対策繰入金が1,477万4,000円、それと、その他一般会計繰入金が8,906万9,000円でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号平成25年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第4号平成25年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第5号平成25年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第6号平成25年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第7号平成25年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第8号平成25年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。田中議員。

○議員（3番 田中隆太郎君） ちょっと補正が751万7,000円生まれちよるんですが、これは人件費で正規職員が情島航路に行ったからこれだけふえたんだろうと思いますが、普通の臨時職員と比べて正規職員は非常に賃金も高いということが分かると思うんですが、この渡船航路の財源はほとんど国と県の補助金じゃろうと思うんです。

そこで、ちょっと補正で聞くのはおかしいかもわかりませんが、町長さんにお尋ねしたいんですが、正職員にしたらお国からもっとお金が取ってこられる。ということは、定住促進化にもつながるんじゃないかと思うんです。

だから、この臨時職員をお国から銭が無条件に出るなら、国が指導せてないんなら、正規職員にしたら大島にお金が落ちるんじゃないかちゅうことを、ひとつ聞いてみたいと思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、田中議員さんの御質問の件でございますが、まさにこの離島航路は赤字航路でございます、その赤字の補填につきましては、国、県、町が持ちあっておるわけでございます、その赤字部分を全て国と県が見てくれるということであれば、今の議論がまあ、あてはまるんだろうと思います。

当然、今国はどんどん経費の、補助金の削減を行っておりますし、県も当然そのような状況になっておりまして、将来が非常に危ぶまれる状況でございます。

もう1点は、離島の航路として認められておるのは情島航路、浮島航路、前島航路でございます、今、この前島航路の、当然、前島の住民の皆様方が随分少なくなってまいりましたので、利用がすごく少なくなっておるということもございます。

そのようなことで、ここ一、二年はそういう話がございませませんが、数年前までは、この離島航路の再編をしたらどうかということをしきりに言われておりました。と申しますのは、以前にも議会でも議論いただいたことがあります、浮島と前島とを統合したらどうかというようなことがございました。これはまさに国が合理化を進めということをおっしゃるわけでございます、そうすれば船が一つで船員が削減できるということだろうと思うんです。

そういうことで、赤字を少しでも少なくするという、国も補助金を少なくする、県も町も当然そうなんです、というようなことがございます。

それで、赤字が出ればどんどんそれを国が認めていただくということになれば、確かにそのこの予算のボリュームを多くするということによって雇用の促進にもなるし、定住の促進にもつながるということにもなるんだろうと思います。そういうふうに、国もどんどん合理化をするようにという指導もいただいております。

そして、もう一つは、今回情島の航路で正職員でなく、正職員の方が以前おられたわけですが、それがやめて臨時職員になっておりました。そして、臨時職員でまた対応しておったんですが、なかなか臨時職員だけでは難しいという状況が起こってまいりまして、それで浮島の3人おった船員の常勤、町の職員の3人の中から1人を情島に異動させたという状況でございます。

船員全てを町の職員にするというほうが、確かにそれはいいだろうというふうに思いますが、できるだけ合理化という面からいたしますと、正規の職員がおり、そしてそれに臨時職員をつけ

て対応して、ローテーションを組ませせておるという状況でございます、今の御質問の趣旨は、国が全て出してくれるのであれば、県が全て出してくれるのであれば、むしろやとったほうが、まあ損得で言っちゃいけません、まあ得ではないかという御質問だと思います。

まさに、全てがそういう赤字補填が認められるのであれば、そういうようなこともいいかと思いますが、全く全てを正規の職員がいない状態で臨時職員だけで運行させるというのは、やっぱり問題があるのかというふうに思っております。少なくとも、その航路の中に一人は正規の職員がおるという状況はつくっていきたいというふうに思っております。

○議長（久保 雅己君） 田中議員。

○議員（3番 田中隆太郎君） ようわかりました。

私、思うんですが、大島で一番大きな産業は役場でございます。給与ベースがええのも公務員ということで、国が無理強いをしてこんのなら正職員にしてから、それだけ家族もふえるし、家族がふえるということは島もうるおうということやから、必ず一人なら一人、情島航路へつけるというように正職員をして、浮島も将来には一人で、あとは臨時でやるっていう考え方ですか。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 職員の配置につきましては、今議員さん御指摘のように、最低でも一人は正規の職員がおるべきであろうというふうに私も思っております。

浮島は、それまでは3名の職員プラス1名の臨時職員という形でローテーションを組んでおりましたが、今回は正職員が2名で、1名は情島に異動させたわけでございますが、今の2名の浮島の職員は、まだ相当年齢的にも若い職員でございますので、これは当面2名でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第9号平成25年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） こども、実際的な患者の利用者数の減、それに伴う補正、それと給与改定に伴う補正ということで、大体整理されておるというふうに思うんですが、今回補正に当たって、人件費の減額分ともう一つは実際的に町の職員と違って、今ここへ出ておりますが、報酬であられる部分、給料であられる部分、それぞれ実際的には総括表がありますが、大体、必要ベース、医師、看護師、技術職、これは大体、一体何人必要なのかということも、実際的には見ておかにゃいけんだらうというふうに思います。

それで、職員数の状況、必要状況について、どういうふうに見ておるのかというのが1点です。

それと合わせて、ちょっと減り方が事業量の減が非常に多いという点で、例えば、入院で5,999、あのこれはトータルです。外来で1万566ということになりますと、かなり厳しい状況が発生しちよるんじゃないかというふうに思います。

一つは対前年度、9月と動向と比べて、一応どういう状況なのかということであります。今まで、町立病院にふさわしい運営をとということで、ずっと委員会でも言うてきましたが、やっぱりこういう減り方は、本当に医師、看護師と患者さんとのいわゆる対話というのが、ずんずん減ってきちよるんじゃないか。また、そこに働く人、現場の労働者の皆さん方の意見の吸い上げ、それをずっと言うてきたんですが、どういうふうな状況でなっておるのかということなんです。

やっぱりその辺は、この補正の中でちょっと明らかにしちよきたいというふうに思いますので、よろしく答弁を求めたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 木村公営企業局財政課長。

○公営企業局財政課長（木村 稔典君） まず、私は広田議員さんの2番目の質問、対前年度、24年9月と25年の9月の患者数の状況はどうかという御質問ございました。その点につきまして、述べさせていただきます。

延べ数で言いますとなかなかわかりづらい面もありますので、1日当たりどれぐらいの状況かということで説明させていただけたらと思います。

まず、東和病院の入院でございますけれども、昨年24年度99名、1日当たりに対しまして、今年度25年度は88名ということで11名の減という状況でございます。外来につきましては、前年度185名に対しまして168名ということで、17名減という状況です。

また、橘病院の入院につきましては、こちらは昨年度34名に対しまして、今年度35名ということで1名増、外来患者数につきましては、こちらは医科と歯科がございますけれども、合計で、昨年度124名に対しまして今年度110名ということで、14名の減という状況です。

また、大島病院の入院でございますけれども、こちら一般と療養両方ございますけれども合計で、昨年度80名に対しまして今年度77名、3名減、外来につきましては、昨年度155名に対しまして160名ということで5名増という状況です。

やすらぎ苑につきましては、こちら入所になりますけれども、昨年度47名に対しまして今年度46名ということで1名減、通所につきましては、昨年度、今年度8名ということで変わりございません。

さざなみ苑につきましては、昨年度76名に対しまして73名ということで3名減、通所につきましては、昨年度、今年度共9名ということで増減ございません。

こちらが入院患者数、外来患者数、または介護老人保健施設の入所、通所の利用者数の現在の状況でございます。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 藤田企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） 広田議員さんの1点目の職員数の定数について、お答えいたします。

正直、今、医師が不足しております。2名、常に整形と内科医師を募集しております。それも、当初予算に組んでおりましたけれど、そういったものも現在11月現在で採用しておりませんので、給与分として減額しております。

その他、薬剤師、X線技師等も募集しております。看護師につきましても、随時募集しておりますが、今のところ、看護師につきましてもは充足しておる予定でございます。また新たに来年の春、大島看護専門学校の卒業生が9名入りますので、また充足する予定でございます。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 見てわかるように、先ほどトータルで報告がありました。大島病院に関する一般病床、療養病床、トータルで答弁がありました。事業量のほう。

実際的に、今まで、いわゆる療養病床が60床、一般病床が39ということで、それも実際的には、新年度当初で60が52、今回、実際的には48と、実に12については、いっぱいいっぱいは無理かもわかりません。それじゃが、実際的に10ベッドは療養病床であるというような状況なんです。

これはやっぱり、いわゆる利用率を高めていかんと、なかなか困難ではないかということで、先ほどやっぱり今年度からずっと改めて先ほど問うたように、企業内でかつて私が言ったときは、病院の事務長やら看護師長も入れましょうということで会議をやってきよったんですが、実際的には、今もそれでとどまっちゃうのか。それとも実際的には、今回の補正よりもっともっと企業局が町民に利用しやすいものにしていくために、今まで現場の声の吸い上げや実際的な各病院ごとの対応、そういうのを具体的にどうやってきよるのかという点について、先ほど聞いたわけですから、一応答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 石原企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 議員さんのおっしゃられるように、私が就任してから、少したってから月に1回は施設長、病院長、そして看護師長と事務長、あと居宅介護と訪問看護ステーションのを集めて、常に報告及びいろいろな意見を聞いております。それと同時に、それぞれの各3病院で放射線部門、あとは看護師部門等で会議は開いております。

そして、少し前に戻りますが、施設長会議での議事録は全てディスクネットにして、全員が見れるようにしております。そして、施設長会議のときに一番強調しているのはやはり経営面で、

松井議員さんが監査のころからずっと言われていることは、かなり毎月言っているところです。

それで、末端まで話がいつているかどうかということにはちょっとわかりにくいところがあるんですが、そのこのところは一番問題になっているとは思いますが。

その辺もありまして、毎年接遇面とか、そういうので、職員全体が受けるようにはしております。サービス面と、経営面も考えて頑張っているところではあるんですが、なかなか、町民のほうも今言いましたように、少し入院患者数が減っているんですが、決して断っているわけではないんです。

確かに、3カ月以上入院していると入院点数もかなり悪くはなっているんですが、それだからといって、現状では強制的に出してもらうことはないかと思えます。

ただ、大島病院で先ほど言われましたように、一般病床と療養病床の場合、一般病床が15対1が最初にとってたんですが、現在では13対1。これは、在院日数が平均が24日以内でないといけないので、一般病床のほうは少し回転を速くするようにはしております。それもあって、少しベッド数が埋まってない状況にはなっていますが、9割近く入ってもらいたいというのが本音です。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 当初予算論議でも行いましたし、実際的には療養病床のほうも実は大変な状況が発生しておるとというのが、今回提案が、入院で一般病床が870、そして療養病床が1,553、これ全体業務量です。それと、大島病院のほうが実際的には外来がかなり減っちゃるということになって、私は、町立病院にふさわしい運営を今後していくために、どう皆さん方から知恵をもらうのか。町民から知恵をもらうし、そして実際的にはやっつけていかんと。

前にも言いましたが、最後になります、なくなると出ちよる療養病床から——町長も聞いてください。なくなると出ちよるような実態を、私は2件目の当たりにしちよります。そんなことをせんでも、療養病床、その当ても空きがあったわけです。それで、今回も空きがあるわけなんです。それは、やっぱり活用できるような最大限の状況、これをぜひつuckingしていただきたい。そうすると、この冬にかけて実際的な入院、通院が若干ふえるかもわかりませんが、実際的にベッドは空いておって実際的にベッドは使えんちゆう状態は、できるだけなくするべきじゃということをおっしゃるとききましたよね。

町長、何か言い分があるみたいない。答弁、求めておきたいですが、最後になります、本当に町立病院が実際的に運営していこう思うたら、かなりきつい状況があるわけですから、その辺を特に、この補正の中でも利用率を高めるために執行部が改めてどうするのかというのは、一番大きなテーマなんだから、それをきちっとやっていただきたいということをおっしゃって、質問を終わります。町長、言いたいことがあったら。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 企業局の公立病院やその施設の健全経営というのは非常に大切なことでございまして、健全経営がなっていないければ、町民の安心安全である医療や介護福祉の施設が守れないというのは、まさにその通りでございまして、この数年間、決算では赤字が続いております。

そうした中で、今広田議員の御指摘のように、その医療施設や介護施設に空きがあるのに入れてないのはいかがでしょうかという、入院させてないのはいかがでしょうかという御質問だと思いますが、医療施設でありますので、医師の判断で医療行為がないのを入れておくというのは当然できないわけございまして、そして、これがベッドが空いておるのに2名は入ってなかったというお話がございましたが、これが具体的にどういうことはよくわかりませんが、ベッドが空いておるから入れたらいいということではなくて、入院が必要な方を入れるというのが原則でございまして、その入院が必要な場合かどうかというのは、ちょっと私、今ここで判断できませんが、それは先ほど石原公営企業管理者が申し上げましたように、できるだけ医療行為があれば、当然入院が必要であれば入院をさせるというのは行われておるというふうに考えております。

町立病院が健全運営するために、医療行為がないのを入院させるということはなかなかできないんでないかというふうに思っておりますが、できるだけそういうふうに充足、入院も外来もできるだけ満床になるようにし、そしてまた、それで町民の健康が守れるということが一番大切なことだと思っております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第1号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）から議案第9号平成25年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）までの質疑を終了いたします。

討論、採決は最終日といたします。

日程第16. 議案第10号

日程第17. 議案第11号

日程第18. 議案第12号

日程第19. 議案第13号

日程第20. 議案第14号

日程第21. 議案第15号

日程第22. 議案第16号

日程第23. 議案第17号
日程第24. 議案第18号
日程第25. 議案第19号
日程第26. 議案第20号
日程第27. 議案第21号
日程第28. 議案第22号
日程第29. 議案第23号
日程第30. 議案第24号
日程第31. 議案第25号
日程第32. 議案第26号
日程第33. 議案第27号
日程第34. 議案第28号
日程第35. 議案第29号
日程第36. 議案第30号
日程第37. 議案第31号
日程第38. 議案第32号
日程第39. 議案第33号
日程第40. 議案第34号
日程第41. 議案第35号
日程第42. 議案第36号
日程第43. 議案第37号
日程第44. 議案第38号
日程第45. 議案第39号
日程第46. 議案第40号
日程第47. 議案第41号
日程第48. 議案第42号
日程第49. 議案第43号
日程第50. 議案第44号
日程第51. 議案第45号
日程第52. 議案第46号
日程第53. 議案第47号
日程第54. 議案第48号

日程第55. 議案第49号

日程第56. 議案第50号

日程第57. 議案第51号

日程第58. 議案第52号

日程第59. 議案第53号

日程第60. 議案第54号

日程第61. 議案第55号

日程第62. 議案第56号

日程第63. 議案第57号

日程第64. 議案第58号

日程第65. 議案第59号

日程第66. 議案第60号

日程第67. 議案第61号

日程第68. 議案第62号

日程第69. 議案第63号

日程第70. 議案第64号

日程第71. 議案第65号

日程第72. 議案第66号

日程第73. 議案第67号

○議長（久保 雅己君） 日程第16、議案第10号周防大島町公民館条例の一部改正についてから日程第73、議案第67号周防大島町しまとぴあスカイセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの58議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第10号から議案第67号までは、消費税率の改正に伴う使用料等の見直しを行う条例改正案でありますので、一括して補足説明をさせていただきます。

平成26年4月1日から消費税法及び地方税法が改正され、消費税率が国、地方合わせて、5%から8%へ引き上げられることとなりましたので、各施設の使用料、観覧料についてそれぞれ改正するものであります。

施行期日につきましては、平成26年4月1日としております。

算定方法といたしましては、内税で表示されていたものについては、一旦5%分を差し引いて8%分を加えるという算定方式をとっております。

なお、議案第50号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例の

一部改正については、多目的グラウンド使用料を周防大島町陸上競技場と合わせる改正も併せて行っております。

また、議案第60号周防大島町久賀ふるさと館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、観光物産展示室の使用料を新たに加える改正も併せて行っているところでございます。

それでは、議案第10号及び議案第11号について補足説明をいたします。

議案第10号は、周防大島町公民館条例の一部改正についてであります。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきますので、議案つづりの9ページをお願いいたします。

今回の改正は、別表第1から別表第6までが、全て条例第12条関連の別表であることから、別表第1から別表第6までを(1)から(6)に改め、別表を全部改正するものであります。

議案第11号は、周防大島町東和総合センター設置条例の一部改正についてであります。

14ページをお願いいたします。

今回の改正は、別表第1中の使用料の金額を改正するものでございます。

議案第10号及び議案第11号の各条例の今回の金額改正の考え方につきましては、現行の使用料金額を100分の105で除し、数値の円未満を切り上げたものに消費税率を乗じて得た数値で、10円未満を切り捨てた金額としております。

また、今回の改正により、消費税に関する表記を明確にするための文言を追加したものでございます。

次に、議案第12号周防大島町大島文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、補足説明をいたします。

16ページをお願いいたします。

今回の改正は、第15条中「に100分の105を乗じて得た額」を削り、別表大島文化センター施設使用料の表中の金額について改正するものでございます。また、同表(付記)第4項の消費税に関する文言を改め、(付記)第4項を削ったものでございます。

17ページ、大島文化センター備品使用料の表中の金額をそれぞれ改め、同表(付記)第1項の消費税に関する文言を改めたものです。

今回の金額改正の考え方につきましては、現行の使用料金額に消費税率を乗じて得た数値で、10円未満を切り捨てた金額としております。

続いて、議案第13号周防大島町学習等供用施設設置条例の一部改正について、補足説明をいたします。

20ページをお願いいたします。

今回の改正は、別表(1)棕野北地区学習会館使用料を周防大島町棕野北地区学習会館使用料

に改め、使用料の金額をそれぞれ改め、備考に消費税に関する文言を加えたものでございます。

また、別表（２）「橘町西安下庄地区学習等供用施設使用料」を「周防大島町西安下庄地区学習等供用施設使用料」に改め、使用料の金額をそれぞれ改め、同表割増使用料金の欄中「橘町の」を削り、備考に消費税に関する文言を加えたものでございます。

今回の金額改正の考え方につきましては、現行の使用料金額を１００分の１０５で除し、数値の円未満を切り上げたものに消費税率を乗じて得た数値で、１０円未満を切り捨てた金額としております。

続いて、議案第１４号周防大島町歴史民俗資料館条例の一部改正について、補足説明をいたします。

２４ページをお願いいたします。

今回の改正は、別表中の観覧料の金額をそれぞれ改め、備考に消費税に関する文言を加えたものでございます。

今回の金額改正の考え方につきましては、現行の観覧料金額を１００分の１０５で除し、数値の円未満を切り上げたものに消費税率を乗じて得た数値で、１０円未満を切り捨てた金額としております。

続いて、議案第１５号及び議案第１６号について補足説明をいたします。

議案第１５号は、周防大島町町衆文化伝承の館条例の一部改正について、議案第１６号は、周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例の一部改正についてであります。

議案第１５号及び議案第１６号の各条例の今回の改正は、別表中の使用料の金額をそれぞれ改めるものでございます。

今回の金額改正の考え方につきましては、現行の使用料金額を１００分の１０５で除し、数値の円未満を切り上げたものに消費税率を乗じて得た数値で、１０円未満を切り捨てた金額としております。

また、今回の改正により、消費税に関する表記を明確にするための文言を追加したものでございます。

続いて、議案第１７号周防大島町竜崎陶芸の館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、補足説明をいたします。

今回の改正は、別表中の備考に消費税に関する表記を明確にするための文言を追加したものでございます。

続いて、議案第１８号から議案第２１号までについて補足説明をいたします。

議案第１８号は、日本ハワイ移民資料館条例の一部改正について、議案第１９号は、周防大島町瀬戸内民俗館とうわ設置条例の一部改正について、議案第２０号は、周防大島町民運動場設置

条例の一部改正について、議案第21号は、周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

議案第18号から議案第21号までの各条例の今回の改正は、別表中の使用料及び観覧料の金額をそれぞれ改めるものでございます。

今回の金額改正の考え方につきましては、現行の使用料及び観覧料の金額を100分の105で除し、数値の円未満を切り上げたものに消費税率を乗じて得た数値で、10円未満を切り捨てた金額としております。

また、今回の改正により、消費税に関する表記を明確にするための文言を追加したものでございます。

続いて、議案第22号周防大島町B&G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、補足説明をいたします。

44ページをお願いいたします。

今回の改正は、第7条中「別表第1、別表第2及び別表第3に定める額に100分の105を乗じて得た額」を「別表に定める額」に改め、ただし書きを削る。別表第1中「体育館使用料」を「1 体育館使用料」に、「300円」を「320円」に改め、同表付記第2号中「1時間とする」を「1時間とし、十円未満の端数は十円に切り上げる」に、それぞれ改め、同表を別表とし、同表付記に消費税に関する文言を加えたものでございます。

また、別表第2中「150円」を「160円」に「別表第2（第7条関係）プール使用料を「2 プール使用料」に、それぞれ改め、同表付記に消費税に関する文言を加えたものでございます。

別表第3中の使用料の金額をそれぞれ改め、「別表第3（第7条関係）舟艇使用料」を「3 舟艇使用料」にそれぞれ改め、同表付記に、消費税に関する文言を加えたものでございます。

今回の金額改正の考え方につきましては、現行の使用料金額に消費税率を乗じて得た数値で、10円未満を切り捨てた金額としております。

続いて、議案第23号周防大島町しらき野活センター設置条例の一部改正について、補足説明をいたします。

48ページをお願いいたします。

今回の改正は、別表を加えたものでございます。

金額改正の考え方につきましては、現行の使用料金額に消費税率を乗じて得た数値で、10円未満を切り捨てた金額としております。

また、今回の改正により、消費税に関する表記を明確にするための文言を追加したものでござ

います。

続いて、議案第24号から議案第26号までについて補足説明をいたします。

議案第24号は、周防大島町総合体育館設置条例の一部改正について、議案第25号は、周防大島文化交流センター設置条例の一部改正について、議案第26号は、周防大島町ちばなケアプラザ設置条例の一部改正についてであります。

議案第24号から議案第26号までの各条例の今回の改正は、別表中の使用料の金額をそれぞれ改めるものでございます。

今回の金額改正の考え方につきましては、現行の使用料金額を100分の105で除し、数値の円未満を切り上げたものに消費税率を乗じて得た数値で、10円未満を切り捨てた金額としております。

また、今回の改正により、消費税に関する表記を明確にするための文言を追加したものでございます。

続いて、議案第27号周防大島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、補足説明いたします。

大変申し訳ございませんが、差しかえがありましたので、本日の配布資料を見ていただきたいと思います。

主な改正内容は、別表（第11条関係）の（1）町が収集運搬する場合及び同表（2）一般廃棄物の排出者が処理施設に搬入する場合の処理手数料について、消費税率の上昇分を加算し、10円未満の端数を切り捨てた額に変更しようとするものであります。

また、今回の改正により、消費税に関する表記を明確にするための文言を追加したものでございます。

続いて、議案第28号周防大島町斎場条例の一部改正について、補足説明いたします。

65ページをお願いいたします。

主な改正内容は、別表（第7条関係）で定める通夜、葬儀場、霊安室及び和室使用料につきまして、冷暖房使用料を含めて消費税率の上昇分を加算し、10円未満の端数を切り捨てた改正案の額に変更しようとするものであります。

これまで、冷暖房使用料につきましては、条例の表で実費を超えない範囲で別に定めるとし、周防大島町斎場条例施行規則で規定しておりましたが、このたびの改正に伴いまして課税対象となっている通夜、葬儀場、霊安室、和室使用料に含めた額に変更しようとするものでございます。

なお、火葬料につきましては、非課税のため使用料の変更はございません。

続いて、議案第29号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について、補足説明をいたします。

本議案は、社会保障の安定財源の確保等を図る、税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律による、消費税法の一部改正、並びに、棕野ながうらスポーツ滞在型施設に給水するため、棕野簡易水道への給水区域の拡張及び浮島地区、江ノ浦簡易水道と、樽見、楽ノ江簡易水道の経営統合による簡易水道事業経営認可変更に伴う、一部改正であります。

69ページをお願いいたします。

第29条第1項の表中、基本料金「2,200円」を「2,263円」に、超過料金については、12立方メートルを超える場合、1立方メートル当たり「250円」を「258円」に、船舶臨時用1立方メートルについて「472円」を「486円」に改め、同表備考の欄中、「超過水量に基づき算定された超過料金に10円未満の端数が生じるときは、その端数金額は切り捨てる。ただし消費税は含まれるものとする。」を、「料金には消費税及び地方消費税は含まれるものとする。」に改め、円単位での料金徴収を行おうとするものであります。

第30条第3項は、基本料金の改正に伴い、半期の料金算定について、「基本料金は、所定の基本料金の半額」を「基本料金は1,131円」に、半期分の超過料金について6立方メートルを超え、12立方メートル以下の場合、1立方メートル当たり「183円」を「187円」に、12立方メートルを超える部分については、1立方メートル当たり「250円」を「258円」に改めるものであります。

次に、第35条第1項第1号は、新設工事に係る加入金の規程であります。「13ミリ3万2,400円、20ミリ5万4,000円、25ミリ10万8,000円、30ミリ16万2,000円、40ミリ27万円、50ミリ54万円、75ミリ108万円、100ミリ162万円、上記以外町長が定めた額」に改正し、新たに備考として「加入金には消費税及び地方消費税は含まれるものとする。」を追加するものであります。

別表は、簡易水道事業の名称及び給水区域を定めるものでありますが、棕野簡易水道について、ながうらスポーツ滞在型施設へ給水をするために、給水区域を追加するとともに、浮島地区の樽見、江ノ浦、楽ノ江簡易水道を、江ノ浦簡易水道へ経営統合し給水区域を改正するものであります。

附則第1項で、施行期日を平成26年4月1日とし、附則第2項、第3項及び第4項で経過措置を定めております。

附則第2項では、改正後の周防大島町簡易水道事業給水条例第29条及び平成21年12月11日条例第30号の附則の規程に関わらず、製造の事業、情報通信技術、利用事業、または旅館業の用に供する施設、または、事業所で、水道料金算定の対象となる2カ月の期間の使用水量が1,000立方メートルを超えるものに係る超過料金の額を、超過水量1立方メートルにつき247円とするものであります。

第3項は、改正後の条例の規定に関わらず、条例失効日前から継続している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利の確定されるものに係る料金、（施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利の確定される日が、同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払いを受ける権利が確定される料金を、前回確定日その直前の料金の支払いを受ける権利が確定した日を言う。以下同じ）から、施行日以後、初めて料金の支払いを受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から、同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限るについては、なお、従前の例による。

第4項は、前項の月数は暦に従って計算し、1カ月に満たない端数が生じたときはこれを1カ月とするとするものであります。すなわち、改正条例の施行日前から継続している水道使用料で、施行日以後最初に確定するもの、本町の例で申し上げますと、5月検針分につきましては、原則従来どおり消費税5%のままの料金とするものであります。

続いて、議案第30号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について、補足説明をいたします。

74ページをお願いいたします。

今回の改正でございますが、第29条第1項の表中、基本料金「2,310円」を「2,376円」に、超過料金については12立方メートルを超えて40立方メートル以下の場合、1立方メートル当たり「220円」を「226円」に、40立方メートルを超え60立方メートル以下の場合、1立方メートル当たり「168円」を「172円」に、60立方メートルを超えた場合、1立方メートル当たり「147円」を「151円」に改め、同表備考の欄中、「基本料金と超過料金を合算した金額に10円未満の端数が生じるときは、その端数金額は切り捨てる。ただし、消費税は含まれるものとする。」を、「料金には消費税及び地方消費税は含まれるものとする。」に改正するものであります。

また、第30条第1項中、半期分の超過料金について6立方メートルを超え12立方メートル以下の場合、1立方メートル当たり「192円」を「197円」に改正し、12立方メートルを超える超過料金については、第29条第1項の超過料金の規程を準用しようとするものです。

附則第1項は、施行期日を平成26年4月1日とし、附則第2項及び第3項は、簡易水道事業給水条例と同様に、改正条例の施行日前から継続している第1期目の料金算定についての経過措置を定めるものであります。

続いて、議案第31号及び議案第32号について、補足説明をいたします。

議案第31号は、周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について。議案第32号は、周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正についてでありま

す。

改正内容につきましては、先ほどの公共下水道設置及び管理条例と同様の一部改正でございます。

続いて、議案第33号、周防大島町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、補足説明をいたします。

86ページをお願いいたします。

今回の改正は、使用料の金額をそれぞれ改め、消費税に関する文言を加えたものでございます。

続いて、議案第34号から議案第46号までについて、補足説明をいたします。

議案第34号は、周防大島町農村交流伝承館設置条例の一部改正について、議案第35号は、周防大島町立橋ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第36号は、周防大島町農業者健康管理センター使用条例の一部改正について、議案第37号は、周防大島町産地形成促進施設設置条例の一部改正について、議案第38号は、周防大島町農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第39号は、周防大島町農水産物等集出荷施設条例の一部改正について、議案第40号は、周防大島町共同作業所施設設置に関する条例の一部改正について、議案第41号は、周防大島町市民農園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第42号は、周防大島町漁具保全施設条例の一部改正について、議案第43号は、周防大島町自然休養村管理センター設置条例の一部改正について、議案第44号は、周防大島町片添ヶ浜温泉条例の一部改正について、議案第45号は、周防大島町営久賀駐車場条例の一部改正について、議案第46号は、周防大島町営橋駐車場条例の一部改正についてであります。

議案第34条から議案第46号までの各条例の今回の改正は、使用料の金額をそれぞれ改めるものでございます。今回の金額改正の考え方につきましては、現行の使用料金額を100分の105で除し、数値の円未満を切り上げたものに、消費税率を乗じて得た数値で、10円未満を切り捨てた金額としております。

また、今回の改正により、消費税に関する表記を明確にするための文言を追加したものでございます。

続いて、議案第47号周防大島町海岸占用料等徴収条例の一部改正について、補足説明をいたします。

116ページをお願いいたします。

今回の金額改正の考え方につきましては、現行の使用料金額を100分の105で除し、数値の円未満を切り上げたものに消費税率を乗じて得た数値で、円未満の銭単位としております。

また、今回の改正により、消費税に関する表記を明確にするための文言を追加したものでござ

います。

なお、議案第48号及び議案第49号につきましては、公営企業局のほうから説明をいたします。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。14時10分まで。

午後2時00分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。石原企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 議案第48号の周防大島町病院等事業使用料及び手数料徴収条例の一部改正につきまして、補足説明いたします。

議案つづりの117、118ページをお願いいたします。

平成26年4月1日より、消費税率が5%から、8%に引き上げられることに伴いまして、特別室等使用料の上限を「5,250円」から「5,400円」に、人間ドック料の上限を「12万6,000円」から「12万9,600円」に、文書料及びその他特殊なものの料金の上限を「5,250円」から「5,400円」に、それぞれ改訂するものでございます。慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第49号の、周防大島町公営企業局使用料及び手数料徴収条例の一部改正につきまして、補足説明いたします。

議案つづりの119ページ及び120ページをお願いいたします。

先ほどの議案第48号でも御説明いたしましたが、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴いまして、諸証明料を「42円」から「43円」に改定するものでございます。慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第50号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、補足説明をいたします。

本案は、消費税及び地方消費税率が8%に引き上げられること、また、現在施行中のながうらスポーツ海浜スクエア多目的グラウンド、人口芝生化新設工事が平成26年3月に完成し、他目的グラウンドの利用環境が向上いたしますので、多目的グラウンド使用料を既に人口芝生化としております、周防大島町陸上競技場と合わせるための一部改正をしようとするものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により説明をさせていただきます。

128ページをお願いいたします。

主な改正内容でございますが、第11条第2号「使用日の前日までに」を「使用前に」に改め、

別表第3第1項長浦スポーツ海浜スクエア施設等使用料第1号、スポーツ施設をア、多目的グラウンドと、イ、多目的グラウンドを除くスポーツ施設に区分いたしまして、多目的グラウンド使用料を既に人口芝生化しております陸上競技場使用料に合わせるとともに、消費税率を内税とし、消費税増税後の使用料に改めようとするものであります。

また、別表第3のイ、多目的グラウンドを除くスポーツ施設、以下につきましては、平成26年4月1日から、消費税率が8%に増税されることに伴い、使用料を改めようとするものであります。

続いて、議案第51号から議案第59号までについて、補足説明をいたします。

議案第51号は、周防大島町東和農林水産物直売所設置条例の一部改正について、議案第52号は、周防大島町サン・スポーツランド片添設置条例の一部改正について、議案第53号は、周防大島町やしろ郷ふれあいの里施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、議案第54号は、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド設置条例の一部改正について、議案第55号は、周防大島町青少年旅行村設置条例の一部改正について、議案第56号は、周防大島町陸奥野営場設置条例の一部改正について、議案第57号は、周防大島町陸奥記念館設置条例の一部改正について、議案第58号は、周防大島町なぎさ水族館設置条例の一部改正について、議案第59号は、周防大島町総合交流ターミナル設置条例の一部改正についてであります。

議案第51号から議案第59号までの各条例の今回の改正は、使用料の金額をそれぞれ改めるものでございます。今回の金額改正の考え方につきましては、現行の使用料金額を100分の105で除し、数値の円未満を切り上げたものに消費税率を乗じて得た数値で、10円未満を切り捨てた金額としております。

また、今回の改正により、消費税に関する表記を明確にするための文言を追加したものでございます。

続いて、議案第60号周防大島町久賀ふるさと館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、補足説明をいたします。

152ページをお願いいたします。

今回の改正は、別表中の使用料の金額をそれぞれ改め、合わせて観光物産展示室の使用料を新たに加えるものでございます。今回の金額改正の考え方につきましては、現行の使用料金額を100分の105で除し、数値の円未満を切り上げたものに消費税率を乗じて得た数値で、10円未満を切り捨てた金額としております。

また、今回の改正により、消費税に関する表記を明確にするための文言を追加したものでございます。

続いて、議案第61号周防大島町立ウインドパークの設置及び管理に関する条例の一部改正に

ついて、補足説明をいたします。

154ページをお願いいたします。

今回の改正は、別表中の使用料の金額をそれぞれ改めるものでございます。今回の金額改正の考え方につきましては、現行の使用料金額を100分の105で除し、数値の円未満を切り上げたものに消費税率を乗じて得た数値で、円未満を切り捨てた金額としております。

また、今回の改正により、消費税に関する表記を明確にするための文言を追加したものでございます。

続いて、議案第62号及び議案第63号について、補足説明をいたします。

議案第62号は、竜崎温泉潮風の湯設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第63号は、周防大島町星野哲郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

議案第62号及び議案第63号の各条例の今回の改正は、使用料の金額をそれぞれ改めるものでございます。今回の金額改正の考え方につきましては、現行の使用料金額を100分の105で除し、数値の円未満を切り上げたものに消費税率を乗じて得た数値で、10円未満を切り捨てた金額としております。

また、今回の改正により、消費税に関する表記を明確にするための文言を追加したものでございます。

続いて、議案第64号周防大島町スクールバス条例の一部改正について、補足説明をいたします。

本案は、平成26年4月の和田小学校の森野小学校への統合に伴い、新たにスクールバスを運行するため、第5条第1項第7号の「和佐線」を「和田森野線」に改め、別表中の和佐線の項の変更をするものです。

また、平成26年4月1日からの、消費税及び地方消費税率改訂に伴い、一般混乗運行を行っております、スクールバス白木線の利用料金を改めるものでございます。料金は含まれている消費税を現行の5%から8%とし、一部路線の競合する防長交通株式会社の計算方式に合わせ、10円未満を四捨五入して、改訂利用料金を算出しております。

また、今回の改正により、消費税に関する表記を明確にするための文言を追加したものでございます。

続いて、議案第65号周防大島町地区体育館設置条例の一部改正について、補足説明をいたします。

176ページをお願いいたします。

本案は、平成26年4月1日に統合される和田小学校体育館を地域住民の健康増進と体力向上

に資するための地区体育館として活用するために、設置条例に加えようとするものであります。

今回の金額改正の考え方につきましては、現行の使用料金額を100分の105で除し、数値の円未満を切り上げたものに消費税率を乗じて得た数値で、10円未満を切り捨てた金額としておりますが、結果的には使用料の変更はございません。

また、今回の改正により、消費税に関する表記を明確にするための文言を追加したものでございます。

続いて、議案第66号及び議案第67号について、補足説明をいたします。

議案第66号は、周防大島町立小・中学校施設使用条例の一部改正について、議案第67号は、周防大島町しまとびあスカイセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

議案第66号及び議案第67号の各条例の今回の改正は、使用料の金額をそれぞれ改めるものでございます。今回の金額改正の考え方につきましては、現行の使用料金額を100分の105で除し、数値の円未満を切り上げたものに消費税率を乗じて得た数値で、10円未満を切り捨てた金額としております。

また、今回の改正により、消費税に関する表記を明確にするための文言を追加したものでございます。

以上が、議案第10号から議案第67号までの補足説明でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

なお、質疑については、議案番号と件名を述べた後にお願いいたします。

質疑はありませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 69ページ、議案第29号簡易水道給水条例の一部改正についてお尋ねいたします。

国税庁において、食料品等に対する消費税の軽減税率の導入について検討されております。水道の使用料につきましても、食料品等々同等な考え方で、水道は毎日使用されております。日常生活において、生活必需品として欠かすことができないと思います。

そこで、軽減税率の観点から、このたびの水道料金の改正について見送るべきだと思っておりますけれども、御見解をお伺いいたします。

○議長（久保 雅己君） 奈良元環境生活部長。

○環境生活部長（奈良元正昭君） 今、軽減税率が検討されておる中で、水道料金もそういった生活に密着した料金であり、消費税率の増加に伴い、その料金改定を見送ってはどうかという御

意見だろうと思います。

今、このたびについては、私どもとしては、消費税率が変わることに伴いまして、1つの料金について、その税率アップについては、きちんと積算したもので料金改訂を行いたいという提案をさしていただいております。

先ほど、補足説明でもありましたように、まさしく附則であります経過措置の部分について、まさしくこの水道料金の経過措置というのが国税庁から出ております事例にも上がって、そういったような経過措置がきちっとを定められておるといったことから、この水道料金についてもきちっとこういった消費税率の改定に伴う改正すべき部分だという判断からの提案でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかにありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 実際的に、今議員さんが言うたように、定着、密着部分については、町民に負担が大きくなるから、上げるべきではないということの立場から、質疑がありました。

それで、私のほうからは、今回一括、一括っていう、私も27年間で初めてこんだけの議案を一括しては初めてであります、実際的に、私自身の都合もありまして、実は集中力のない時間もあつたということでもあります。（「異議を申し立てよるん」と呼ぶ者あり）いえ、今、はあ、立ちよる。

実際的に今回例えば町長が、これから先も3月議会に向けて新たにまた消費税が転嫁する部分が発生するかもわかりません。ほいじゃが、実際今の段階で、これだけ一気に、消費税全てに近いほど引き上げるといふ考え方、いわゆる課税権について、地方自治体の長としての、いわゆる、消費税に対する課税権です。これは、椎木町長が持ちよるんじゃないかというふうに思いますが、どうなのか、いう点が1つです。

それと2つ目として、実際的に一括ですから、今回3%ということではありますが、3%の影響分、3%部分について、実際的に議案によっては、本当微々たるもの、こらえてくださいというぐらゐの金額部分があると思います。影響分がね。ほいで、ましてや町民が利用するという視点から見れば、今回内税にするにしても引き上げをしなくてもいい方法があるというふうに私は見ちよります。

ですから、その点でのいわゆる影響分、いわゆる先ほど補足説明では、こういう計算方でこうやりましたというのがありますが、実際的には町長がいわゆる課税権者として、これだけのものをしなくてもええ、いうふうに思うのが1つですが、町長からしたら、どういう立場から一気にこれだけの、全ての、全てに近いです今回、課税したのかというのが1つです。

それともう1つは、その議案ごとの、いわゆる影響分。これはぜひ聞いちよきたいと思います。特に、この後出てきますが、公共下水、農村集落排水、そして、漁業集落排水、さっき出た簡水、

それらは特別会計の中で大きく出る部分ですから、含めて聞いちょきたいというふうに思います。

それともう1つは、スクールバス関係であります。御承知のように、スクールバス委託料で、仮に消費税をとるために4月1日から上げるとすれば、これは今度は、本線でも、安下庄線でも、それに伴って、いわゆる引き上げになってくるわけです。実際的には。

いわゆる、同一路線等を走る場合に、例えば油良から、今、油良で切れちよるんか。例えば、下田から、大島までとか、それにも影響が出てくるというふうに思っておりますが、その点ではどうなのかと、影響が出ないと思うちよるのか、出ると思うちよるのか、今度の委託料に消費税を転嫁することによってね、いわゆる、それぞれ防長バス交通に対する引き上げの論拠となっていくんじゃないかというふうに思うが、その点で執行部はどのように考えておるのか。

それと、もう1つは、無理があるというのが、もともと運賃表等については、実際的には路線ごとにあるのが本来の姿です。路線ごとに。例えば、ここで言えば、白木線以下、白木線について、例えば、右回りと左回りがありますよという場合に、本来なら運賃表は別々にしちよったほうがいいんです。ほじやないと矛盾が出るんです。

若干見てもらおうとわかるように、これは、ページ数で言うと、あつ、ページ数書いてないか。64号資料等見てもらうたらわかるように、例えば、沖家室、沖家室から沖家室が料金を取るようになってちよんじやないかと思われます。この矛盾はどうなんです。通常なら、これ矛盾が出たら棒を引っ張るんです。わかりますか、言いよる意味が。沖家室から沖家室が150円ちゆう料金体系は、出んはずなんです。合算することによって出ちよるんじゃないかというふうに思いますが、皆さん方の見解を聞いておきたいというふうに思います。

それと、竜崎温泉、先ほど議員から質疑がありましたが、実際的には、さっきの委員の質問でも明らかなように、今回消費税、入浴料に20円課すよりは、もっと先に処理するべきことがあるんじゃないか、ということが盛んに休憩室じゃあ言われております。

というのが、旧橋町時代のツケを払う、それをきちっとしてそれから消費税論議するべきじゃないかという議論です。その点について、町長はどう考えちよるんか、これが1つです。

それで、もう1つは、今回先ほど言いかけましたが、実際的な引き上げはないが、いわゆる内税、表記するために、消費税及び地方消費税を表記するためにやった条例改正もあると思います。それについて、何号議案には今回いわゆる引き上げは考えておりません部分ですと、いうことにつながる部分があるんじゃないか思います。

例えば、実際的にそういうふうな部分もあると思いますので、副町長のほうから、答弁を求めておきたいというふうに思います。

以上、一括質疑という、私もやったことがない部分ですから、質疑するほうが難しいというのがありますので、親切な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 消費税の課税権が町長にあるかないかという御質問でございましたが、消費税法につきましては、既に可決成立をいたしておるところでございますが、なぜ、消費税を増税するのかというふうなことにつきましては、既に報道もされておるところでございますので、ここであえて申しませんが、国のほうでは、その社会保障に全額使うことによって、それを幅広く負担していただき、消費税で賄うということのようでございます。

そこで、今、先ほどの吉田議員からの質問ございましたが、町長がその課税権があるということですが、これは条例改正というところでそういうことになるというふうに御理解いただいとるんだらうと思いますが、消費税は国内においての資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人を納税義務者としておりまして、国とか地方公共団体なども資産の譲渡等を行う限りにおいては、営利法人と同様に消費税の納税義務があるというふうになっております。

それで、この消費税でございますが、先ほどの軽減税率のこともありますが、軽減税率のことはちょっと置いとくとして、町が今回この消費税分を税率改正、条例改正をして、その上乗せをするということにいたしておりますが、これは、後のちょうど、後の広田議員さんの質問にもありましたが、どのぐらいの影響額があるのかということもありましたので、それはまた1つずつ全てを報告するかは別にいたしまして、主だったものについては、課長か部長のほうから報告させていただきたいと思いますが、言うなれば、町のその条例改正によって消費税分を上乗せする、しないに関わらず、町は、経費としてから、消費税を払わなければならない義務を負っておるわけでございます。

言うなれば、例えば先ほど竜崎温泉の話がありましたが、光熱水費は全て消費税がかかってまいります。先ほどの水道の話もそうなんです、水道も維持管理費には全て消費税がかかっております。しかしながら、この歳入のほうとしては、全く上げないということになりますと、それは、その部分を町がかぶるということになります。

それは、非常に大きな額になるわけでございます。それで、国のほうでも、今、国のほうで新しい法律ができましたが、これがそのそれに全く合致するとは思いませんが、消費税の転嫁対策特別措置法というふうな法律ができております。正確には、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法ということで、消費税を転嫁しなさいよ、転嫁を阻害しちゃいけませんよという法律なんです。要するに、全ての事業者に適正なこの法律に基づいた消費税を転嫁せよと、それを促進するとか、その法律でございまして、当然、そのそういうことでございます。

町のほうといたしましても、この3%の影響分は、歳入のほうに当然今、今回、条例改正を行おうとしているわけですが、実はその歳出のほうは、条例改正ではなくて、支払いのほうは、い

やが上にも、簡単に言えば、電気料、水道代、水道栓、ガス代、そしてその油代とか、そういうもの光熱費はいやが上にもすぐに転嫁されてくるわけです。そういたしますと、その部分については、町は支払わなければならない、そして、入る方はどうかということのマイナスになってまいりますので、後で部長のほうから答弁さすって言いましたのは、入るのがいくらいくらが予測されて、出るのがいくらいくら予測されるというその差額分を試算してみますと、大きな差があるわけです。

入るよりも出るほうがよっぽど多いということでございますので、そのようなこともありますのでこれは、消費税を上乗せしないという選択肢はないというふうに思っているわけでございます。

そして、軽減税率のことになりますと、これは、ただ単に課税をしないちゅうだけじゃないわけです。軽減税率の場合は、これはものすごく前、前、前の段階からずっとくる税率でございますので、ここだけで、水道料金だけで例えば取らないということになりますと、それは水道に関わる今度は軽減税率、取るほうだけじゃなくて、払うほうの部分にもずっと影響してくるわけですから、単にここだけで税率を改正しないということにはならないというふうには思っております。

バスの件とか、ことはまたちょっと担当課のほうから答弁させていただきます。

そして、最後にありました竜崎温泉の件でございますが、回数券は既に合併前に出ておる回数券でございますが、正確にはまた後答弁してもらいますが、大体約まだ1万6,000枚ぐらいは残っておるというふうには試算がされております。

そして、毎年約200万円くらいの予算を計上いたしておりますが、今回は特に大きく出ておりまして、既にもう予算が執行されるぐらいの額が出ております。そういたしますと、これは金券でありますので、支払いをしないというわけにはいかないということになります。

これは、ずっと指定管理になったときから議論されております。その、いつか、どこかできちんと、最後を切つてこれだから、無効ということにしたらどうかというお話も何度もありました。しかしながら、私たちもこれもその専門家、弁護士等にお聞きして、聞いておりますが、やはりあのどこかで表示がしてあれば別だが、そうでなければ、それを持ち込めばやっぱり回収、それで金券として扱わなければならないというふう聞いております。

それは、私たちも相当な年数もたっておりますので、何とかしたいという気持ちはあります。何とかならないかちゅうのは、もう一度、再度、もう一回詳細な検討を加えて見たいと思っておるところでございます。

○議長（久保 雅己君） 池元商工観光課長。

○商工観光課長（池元 恭司君） それでは、広田議員さんの、まずスクールバスの料金表につい

での答弁をさせていただきます。

広田議員さん指摘のとおりでございます。大変見にくいというか、誤解を与える表になっております。今後、その指摘を踏まえまして、よりわかりやすい料金表にしたいと思っておりますので、今しばらくお待ち願えたらと思っております。

それと、竜崎温泉の回数券の件でございます。先ほど、松井議員さんのほうからもさっき質問がありまして、これにつきましては、指定管理者移行時から、いろいろ常任委員会でも指摘を受けておりまして、その都度、いろいろ何といひますか、いい案がないということ、商工観光としても苦慮しております。このいきさつを今まで申しますと、平成21年9月で、町議会一般質問におきまして、平成21年3月末で、当時3万8,000程度の未回収回数券があるものと推定しておるといふような答弁をしております。その後、21年度が5,448枚、22年度が4,688枚、平成23年度が2,248枚、平成24年度が1,736枚、そして、今年度、25年度10月末で3,264枚を消化しております。

このたび、220万円の補正ということで、今年度補正後予算は410万となりまして、これを大人で換算しますと、8,200枚を使用する見込みとなります。そうしますと、この結果、25年、26年3月31日で言いますと、残枚数が約1万6,000枚程度がまだ残るであろうというふうな予測を立てております。

常任委員会で、たびたびこの買い戻しとかいう御指摘も受けたりしておりますが、先ほど町長からも言いますように、顧問弁護士等と相談したところ、なかなか有効期限を切っておりません。としますと、なかなかそれを無効ということはできませんし、一番いろいろる検討をしておりますが、最終的には、誰が指定管理者になりましても、合併前の町の売ったものでありますので、引き継いでおります周防大島町が、町が管理者が誰であろうとも、既に販売済みの回数券を、それを利用すること、町民に対して利用してもらうのが一番ベストというふうに、現在のところ商工観光としては考えております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。

午後2時44分休憩

.....

午後2時44分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 広田議員の御質問の中に、各議案の中で使用料、または観覧料で変更のないのがあるのではないかとということだったと思っておりますので、私の把握している範囲では、議案の第65号周防大島町地区体育館設置条例の一部改正について、これにつきましては、消費税

率を乗じて得た数値で、10円未満を切り捨てた金額、この10円未満を切り捨てた金額ということで、結果的には使用料の変更がないということになっております。

ちなみに、議案47号周防大島町海岸占用料等徴収条例の一部改正、これにつきましては金額は100円ぐらいになっておりますが、これにつきましては、消費税率を乗じて得た数値で、円未満の銭単位になっておりますので、これは変更が生じております。そういう状況でございます。

○議長（久保 雅己君） 西本教育次長。

○教育次長（西本 芳隆君） 各使用料条例ごとの影響額ということでございます。基本的には、使用料につきましては、決算、あるいは予算から、それがそのまま推移した場合に消費税が上がった、26年度そのまま推移した場合に、どれぐらい影響を受け、そして歳出につきましても、項目としては転嫁が来るであろうと思われる旅費、需用費、役務費、委託、使用料、工事請負、原材料、備品こういうものは、必ず転嫁されてくるだろうというものの影響額ということで25年度の予算ベースでちょっとはじいたのが、例えば最初の、議案第10号公民館条例につきましては、歳入影響額が4万5,000円に対して、歳出の影響が113万6,000円、差し引きで109万1,000円という差が出るというような話でいきますと、影響の差だけでよろしいですか、それとも。（「歳入、歳出で言った方がいい。」と呼ぶ者あり）歳入、歳出でわかりました。

東和総合センターにつきましては、7,000円の歳入増に対して、歳出22万2,000円の増、それから、大島文化センターにつきましては、3万8,000円の増に対して、51万3,000円の歳出増、それから、学習等供用施設につきましては、歳入と、もともと廉価な建物です、使用料が余り取れない施設ですが、歳入はなくて、影響額はなく、歳出が1万3,000円、それから、歴史民俗資料館につきましては、5,000円入に対して、歳出が5万9,000円の増、それから、町衆文化伝承の館が4,000円の歳入影響として、歳出が39万5,000円、町衆文化の薫る郷は、1万4,000円の歳入はありますが、歳出について特にないということとであります。それから、竜崎温泉が、9,000円の歳入増に対して、14万3,000円の歳出増、ハワイ移民資料館が2万8,000円の歳入増に対して、22万4,000円の歳出増、瀬戸内民俗館とうわにつきましては、実際的な使用はありませんので、特に増減ありません。それから、町民運動場につきましては、2,000円の歳入増に対して、14万3,000円の歳出増、陸上競技場につきましては、3万9,000円の歳入増に対して、49万2,000円、これも指定管理施設ですが、総合体育館と合わせた金額になっております。それから、B&G海洋センターにつきましては、11万円の歳入増に対して、16万円の歳出増、しらき野活センターについても、これは利用が特にありますので、影響額なしということとです。それから、大島文化センターにつきましては、2万7,000円に対して、15万4,000円の歳出増、それから、農村

交流館につきましては、歳入増がゼロで、1万7,000円の歳出増、農業者健康管理センターにつきましては、4,000円の歳入増に対して、歳出が7万5,000円増。（「スクールバスはどっちかいね」「そちらでいいです」と呼ぶ者あり）スクールバスについては、うちの歳入になるか（「はい、歳出の」と呼ぶ者あり）スクールバスは混乗するところで、子供が乗る場合はただですけども、一般の人が乗る場合がありますが、大体年間100万円ぐらいなんで、3万5,000円の増と、歳入が増と見込んでおります。それから、地区体育館につきましては、2,000円の増に対して、歳出が7,000円の増ということと、小中学校施設につきましては、2,000円の増を歳入ではあれしていますが、各体育館の歳出を分けることが、学校の中で全部組んでおりますので、これは不明でございますが、恐らく歳出がかなり大きいものと思われま

す。今のようなことを大体計算してみますと、教育委員関係では、歳入の21万8,000円は増するであろうと思われま

すけど、歳出につきましては、506万4,000円は出て行く、転嫁されるだろうということで、差し引き480万円ばかりが歳出増ということな試算になりました。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） たちばなケアプラザにつきましては、歳入はゼロで、歳出は9万3,000円です。しまとびあスカイセンターにつきましては、歳入3,900円で、歳出が9万9,000円です。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 奈良元環境生活部長。

○環境生活部長（奈良元正昭君） 次に、議案第27号廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部改正の関係ですけれども、歳入につきましては、28万8,000円の増、歳出につきましては740万7,000円程度の歳出増と見込んでおります。

それから、次は、28号の斎場条例の関係ですけれども、斎場につきましては、歳入が24万7,000円、これに対しまして歳出が89万3,000円の増と見込んでおります。

それから、次、29号の簡易水道条例ですけれども、簡易水道につきましては、これは先ほどありました経過措置の関係がござい

ます。ですから、経過措置がなかった場合の、通年の場合の影響額が歳入につきましては、1,160万1,000円でございます。で、経過措置ですけれども、26年度に限って言えば、774万7,000円程度と見込んでおります。歳出につきましては、1,384万円ばかりの増と見込んでおります。

んでおります。

次は、農業集落排水事業の関係ですけれども、歳入の増につきましては138万8,000円、経過措置を踏まえると69万4,000円の増と見込んでおります。歳出につきましては330万9,000円の増ではないかというふうに思っております。

それから、農業集落排水事業ですけれども、歳入につきましては9万2,000円、通年ベースで9万2,000円、経過措置では4万6,000円の歳入の増、歳出につきましては44万5,000円と見込んでおります。

○議長（久保 雅己君） 福田大島総合支所長。

○大島総合支所長（福田 美則君） 議案第33号の農村環境改善センターの影響ですけれども、収入につきましては6,935円の増、歳出につきましては27万5,678円の増ということでございます。

○議長（久保 雅己君） 佐川産業建設部長。

○産業建設部長（佐川 浩二君） 私のほうから農林課関係と、水産課関係のみを答弁させていただきます。

議案の第35号の関係ですけれども、橘ふれあいセンターの管理、これ歳出につきましては2万7,543円の増と見込まれています。それから、歳入につきましては166円が歳入になっております。

議案37号の周防大島町産地形成促進施設条例につきましては、歳出が3万5,857円、歳入が1,245円。

続きまして、38号周防大島町農産物加工設置条例、管理条例ですけれども、これは、歳入と歳出、安高地区と大島地区がございますので、まず安高地区のほうでございます。安高のほうは、歳出が17万9,371円、歳入が440円、大島地区のほうは3万7,314円の歳出で、歳入見込みが160円となっております。

続きまして、議案第41号ですけれども、ガルデンヴィラの関係の農園施設管理経営でございます。歳出が3万4,686円、歳入見込みが12万8,040円となっております。

あと、議案第51号の東和農林水産物直売所ですけれども、これは、歳出はございません。歳入見込みが3,600円となっております。

続きまして、議案第42号でございますが、漁具保全施設条例の分ですけれども、これが歳出が5,029円の増額です。それと、歳入につきましては、4万4,550円となっております。

あと、47号の海岸占用の関係でございますけれども、これは影響はないと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 池元商工観光課長。

○商工観光課長（池元 恭司君） 商工観光課関係でございますが、条例ごとにちょっと集計して
ません。大変申しわけありません。

商工観光課全体でまず申し上げます。歳入につきましては、415万5,380円が歳入の影
響部分です。歳出につきましては、575万6,684円と見込んでおります。

それで、各事業ごとの主なものを申し上げますと、ウインドパーク管理運営経費でございま
すが、これが歳出が18万9,109円、歳入が6万7,886円、竜崎温泉管理運営経費につつま
しては、歳出が48万1,237円、収入が131万4,917円、ながうらスポーツ滞在型施設
が、歳出が74万1,871円、歳入が130万213円、観光一般経費につつまして、歳出が
146万9,917円、歳入が109万4,021円、星野哲郎記念館の歳出が51万8,060円、
歳入が22万5,313円と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 松村久賀総合支所長。

○久賀総合支所長（松村 正明君） 久賀総合支所の所管であります、議案第45号町営久賀駐車
場条例の関係でございますが、歳入影響額1万3,200円、歳出影響額、これ委託料でござい
ますが2,880円でございます。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 吉村橋総合支所長。

○橋総合支所長（吉村 昭夫君） 議案第46号橋駐車場条例の改正に伴う影響額でございますが、
歳入のほうは8,640円というふうになっております。歳出については、平成25年度と比較
しまして、日ごろ定期的には補修改修等行うわけなんですけども、25年度はそれがありません
でしたので、維持管理手続等ほとんどないということでございます。

○議長（久保 雅己君） 藤田公営企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） 議案第48号病院等事業の使用料でございますが、収入
は特別室使用料等で、年間約350万円、支出のほうにつきましては、材料費、経費ともで、約
4,200万円のプラス資本的備品建築費等で約3,800万円の支出が見込まれております。

議案第49号の公営企業局使用料及び手数料徴収条例は、年間5件程度で5円の収入増となり
ます。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 池元商工観光課長。

○商工観光課長（池元 恭司君） ちょっと先ほど答弁漏れでございます。

スクールバス白木線の収入の影響額でございますが、3万4,028円でございます。

それと、奥畑線の乗り合いタクシーにつきましては、5万3,525円の歳入の影響が見込み

でおります。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、個別にそれぞれ歳入が転嫁した場合に増になるもの、そしてまた、歳出がその増になるものということで、今個々に説明させていただきました。消費税率の改定に伴う影響額っていうのは、これは歳入は非常に5%から8%になるということで、今、今回、この条例改正を提案させていただいておりますが、消費税率の改定に伴う使用料の影響額にあつては、まさにその使用料が3%の改定分を転嫁した場合の増収見込みは、今個別に申し上げましたとおりなんです、それは、一般会計でトータルで申しますと、概算、約500万円、そして、それに伴う今度は施設等の貸し出し部分です、それに係る経費が、1億400万円、トータルで差し引きいたしますと9,900万円この消費税によって持ち出しのが大きくなるということが試算されております。

そして、同じように特別会計で申し上げますと、歳入にプラスのほうに影響するものが1,500万円で、歳出に影響するものが2,300万円で、この差額は800万円ということになります。トータルで行いますと、1億700万円ぐらいの消費税の影響、マイナスに触れる影響があるということでございますので、先ほども申し上げましたように、このたくさんの条例を改定して、消費税を転嫁するということになりますが、ぜひともこれは御理解をいただかないと、この部分をじゃあ全て町のほうで補填をするということになりますと、相当大きな額になります。そうでなくても、この差額が1億以上出るわけでございますので、ぜひとも御理解をいただきたいと思っておりますのでございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 御承知のように、実際的には、消費税収入で、実際的には、賄える建物、いわゆる消費税が入ってきますよと、そして支出がこのくらいですよといったと、もともとがいわゆる公民館とか、どこに供するかちゅう視点が、町長ならわしゃ必要じゃというのが視点なんです。確かに私がよう言うんですが、国の悪政の政治を地方自治体の段階でどれだけ追いやるか、これが行政長の仕事だという立場を明確にするように求めてきましたが、実際的には合併する前のいろんな施設等を集めて、実際的には、それを例えば公民館とかいろんな施設、これは旅行用、いわゆる町外からの、早う言ったら、入ってくる施設とはまた違う性質があります。その性質をきちっと維持するというの、ある意味では町の責任なんです。

そいじゃけ、そこを明確にした上で消費税問題をやっぱり論議していかんと、こんだけ支出があるんじゃけ、こんだけの収入じゃまだ足りんいう格好になると、値上げにつぐ値上げになるという格好に、そういう論議になりますから、それはやっぱり行政長としては、実際好ましくない

んじゃないじゃろうか、やっぱりきちっとその一つ一つの建物、それが歴史的な役割、それを明確にしながらやっぱり展開していく、それがやっぱり私は課税権のある町長としては、私はもうちょっと視点が大事じゃないかなというのが質疑の論点です。

それと、もう1つは、先ほどから若干議論3回に区切ってすると、他の物価を押し上げるという状況が、いわゆる行政がそうやって転嫁する、もう一方、中小零細業者が転嫁しきれんところもいっぱい出て来るんだ。その上で、多額の消費税を払わにゃいけん、親に金を借りんと消費税が払えん、私のほうにも来ましたよ実際的に、そういう実態に対した上で、やっぱり取り組んで行くべき、この消費税問題に取り組んで行くべきじゃないかなと、それでないとさっき言うたように、値上げ、値上げいうことになります。

それと、さっき1点ほど答弁漏れがありました、いわゆる実態を実際の例えばスクールバス、今回白木線ですよね。白木線やら、奥畑線は単独ですが、実際的には、例えば安下庄線、今安下庄線というかわかりませんが、例えばいわゆるその部分、例えば共同部分、例えば屋代口から、大島までについては、当然私は引き上げにつながっていくんじゃないんかっちゃうこと、その点をどう考えちよるんかっちゃうこと、さっき質疑したわけですよ。実際的にね。

そしたら、転嫁ばかりじゃないよと、そういう二重のいわゆる引っかけり部分が出て来るんじゃないんかっちゃうことで、提案するのにいろんな検討加えて提案したんかどうかも私は危惧しよるという立場なんです。

ほじゃけ、実際的にはいろんな今からさき皆さん方は、周知を早くする必要があると言われるが、議会からしたら、もっともっと関係あるところからやっぱり意見を聞いたりする必要があるということ明らかにしちよきたいというふうに思います。それでないと、町長自身が今のそういう発想じゃったら、とても、はあ10%になってくると、追いかけて来るという時代ですから、それはやっぱりきちっとしちよかんにゃいけん、ほいで、今回の消費税、上げますよ、取りますよ、言うたって、今、国のいろんな情報聞いちよりますとですね、いわゆる周防大島町に一般会計で入ってくる部分、これが早う言ったら、基準財政収入額に含まれるわけです。ほいじゃから、その部分が、いわゆる全体の交付税そのものは、そんなに逆に貧乏になる、いうところもあるわけです、こりゃ財政の専門家がおりますから計算してもらやあええと思いますが、一般会計で入ってくる消費税部分は、基準財政収入額に加えられて、実際的には、あれですよということになります。

だから、過疎高齢化の町は、結果としてずんずん、過疎はますます過疎になる。いう方向にならんように求めて、質疑を終わります。

以上であります。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ちょっと先ほど、誤解を招いちゃいけないので、申し上げておきます。

先ほど申し上げましたのは、一般会計、特別会計、そして全体でという差額を申し上げましたが、歳入のほうにつきましては、当然、その消費税を転嫁した場合には一般会計で500万円ほど増収に、プラスになりますよと、ただ、その歳出の場合は、全て消費税を転嫁したのだけとは限らないわけです。歳出だけしかないもの、例えば、庁舎の維持管理や何かちゅうのは、歳出だけしかありませんから、そういうふうなものも含めて、消費税の影響額が1億400万円ありますよということでございますので、そこを誤解ないようにしていただきたいと思います。

そして、今、最後の御質問でございますが、公共性の高いものとか、町民の対応のために維持管理しているものについては、転嫁するべきではないのではないかというふうに、の趣旨だろうと思いますが、私たちは、当面その中で、選別するということはなかなか難しいということで、公共性の高いものを、そして町民の皆様方のためにということで設置されておるのが公の施設でございますので、それは全てに当たるのではないかと思います、国全体で、その消費税でこの社会保障を賄うということでございますので、そのことを理解して今回の条例改正をお願いするもんでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

暫時休憩します。

午後3時11分休憩

.....
午後3時20分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。これから討論を行います。

議案第10号、討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 先ほど質疑のときに言ったように、一括質疑という格好で論立てました。私のほうも消費税の転嫁に対する考え方、あえて反対討論の中で言うておきたいというふうに思います。

今御承知のように、今回の消費税のアップ、これは民主党政権下で、それに対して自民党・公明党、当時野党でしたが、これを決めました。そういう中で、私たちが訴えてきたのは、消費税に頼らん方向での税の徴収ということで訴えてきました。

地方自治体においてもぜひ考えていただきたいのは、地方自治体のいろんな公共施設、これはほとんどがいわゆる町民のための利用施設なんです。そして、さっき質疑でも明らかになったよ

うに、全体的に地方自治体が負担してもおかしくないような建物になっというの、それぞれの実態であります。

だからこそ私は、消費税転嫁のときにやっぱり、慎重なる各議員の審議が大事であるという位置づけもしておりました。残念ながらこの間議運のときに欠席しましたので、ほとんど私自身が言えてなかったです。

町長からしたらあくまで、議運が決めたことですよと言いたいじゃろうと思いますが、本当、議員二十数年間やって初めての状況だということです、一括質疑というのは。それで特に消費税転嫁というのは、あらゆる町民に覆いかぶさってくる議案であります、あらゆる町民に。ですから私は、今回の消費税引き上げに、一気に引き上げることについて私は、町長の政治姿勢に対する不信と、町長に対する意見として述べるために討論としておきたい。

基本的には、町長がいつも言うように、国が決めたんじゃけえしょうがないよねちゅう立場はいかなものか、ということをあえて追加しておきたいというふうに思います。今後ぜひとも町民生活に大きくかぶさってくるということは、この場で言うておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第10号周防大島町公民館条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第11号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認めます。

これから、起立による採決を行います。

議案第11号周防大島町東和総合センター設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認めます。

これから、起立による採決を行います。

議案第12号周防大島町大島文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認めます。

これから、起立による採決を行います。

議案第13号周防大島町学習等供用施設設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第14号周防大島町歴史民俗資料館条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第15号周防大島町町衆文化伝承の館条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第16号周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第17号周防大島町竜崎陶芸の館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第18号日本ハワイ移民資料館条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第19号周防大島町瀬戸内民俗館とうわ設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第20号周防大島町町民運動場設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第21号周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第22号周防大島町B&G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第23号周防大島町しらか野活センター設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第24号周防大島町総合体育館設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第25号周防大島文化交流センター設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第26号周防大島町たちばなケアプラザ設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第27号周防大島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第28号周防大島町斎場条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第29号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第30号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第31号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第32号周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第33号周防大島町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第34号周防大島町農村交流伝承館設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第35号周防大島町立橘ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第36号周防大島町農業者健康管理センター使用条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第37号周防大島町産地形成促進施設設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第38号周防大島町農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第39号周防大島町農水産物等集出荷施設条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第40号周防大島町共同作業所施設設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第41号周防大島町市民農園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第42号周防大島町漁具保全施設条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第43号周防大島町自然休養村管理センター設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第44号周防大島町片添ヶ浜温泉条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第45号周防大島町宮久賀駐車場条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第46号周防大島町宮橋駐車場条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第47号周防大島町海岸占用料等徴収条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第48号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第48号周防大島町病院等事業使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第49号周防大島町公営企業局使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第50号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第51号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第51号周防大島町東和農林水産物直売所設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第52号周防大島町サン・スポーツランド片添設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第53号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第53号周防大島町やしろ郷ふれあいの里施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第54号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第54号周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第55号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第55号周防大島町青少年旅行村設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第56号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第56号周防大島町陸奥野営場設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第57号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第57号周防大島町陸奥記念館設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第58号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第58号周防大島町なぎさ水族館設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第59号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第59号周防大島町総合交流ターミナル設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第60号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第60号周防大島町久賀ふるさと館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第61号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第61号周防大島町立ウインドパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第62号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第62号竜崎温泉潮風の湯設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第63号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第63号周防大島町星野哲郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第64号周防大島町スクールバス条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第65号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第65号周防大島町地区体育館設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第66号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第66号周防大島町立小・中学校施設使用条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第67号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第67号周防大島町しまとびあスカイセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第74. 議案第68号

○議長（久保 雅己君） 日程第74、議案第68号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第68号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び山口県市町総合事務組合規約の変更について、補足説明を申し上げます。

平成26年4月1日より、山口県市町総合事務組合の交通災害共済事務を共同処理する団体に下松市、長門市及び山陽小野田市を加えるための規約の変更に際して、地方自治法第286条の第1項の規定に基づき、協議の内容につきましては関係地方団体の議会の議決を経ることとなっておりますので、同法第290条の規定による議会の議決をお願いするものであります。なお、この規約は平成26年4月1日から施行することとしております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第68号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（久保 雅己君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会します。次の会議は、12月17日火曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（西村 利雄君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時53分散会
